

平成26年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成26年6月20日(金)

東洋町議会

余 白

平成26年第2回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成26年6月20日(金) 9時00分宣告
出 席 議 員 (9名)
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君
副 町 長 大坂 哲也 君
会 計 管 理 者 川田真由美 君
教 育 長 奈良崎幸一 君
総 務 課 長 光本 速雄 君
税 務 課 長 安岡 良仁 君
住 民 課 長 光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君
教 育 次 長 藤村明美智 君
地 域 包 括 支 援
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君
総 務 課 長 補 佐 北川 晃彦 君
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君
税 務 課 長 補 佐 福原 良幸 君
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君
代 表 監 査 委 員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のてんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

平成26年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成26年6月20日(金) 午前9時00分開議

- [日程第1] 議案第25号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第2] 議案第26号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第3] 議案第27号 東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第28号 東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについて
- [日程第5] 議案第29号 東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第6] 議案第30号 専決処分事項「平成25年度東洋町一般会計補正予算(専決第3号)」の承認を求めることについて
- [日程第7] 議案第31号 専決処分事項「平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第8] 議案第32号 平成26年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第9] 議案第33号 平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第34号 平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて

[日程第11] 発議第4号 日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める
意見書について

[日程第12] 発議第5号 手話言語法制定を求める意見書について

[日程第13] 議員派遣について

[日程第14] 閉会中の継続審査・調査の申し出について

- (1) 総務教育民生常任委員会
- (2) 産業建設常任委員会
- (3) 議会運営委員会

[日程第15] 一般質問

余 白

平成26年第2回東洋町議会定例会 平成26年6月20日 金曜日
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

直ちに、平成26年第2回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間:9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として専決処分事項を含む条例5件、専決処分事項を含む補正予算5件、発議2件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計14件、それと、一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

6月18日に総務教育民生常任委員会を開催し、その報告書が届いております。総務教育民生常任委員長から、継続審査及び本定例会の開会日に付託を受けた陳情のうち、共謀罪の創設は、必要ないとの意見書と集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書は不採択と、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書と手話言語法制定を求める意見書は採択との報告がありました。以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第1、議案第25号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本議案で提出された全ての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、また、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。

次に、本定例会から試行として、反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。

これより、質疑を行います。質疑はありますか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

通告をしてあります。議長にお願いがありますが、通告は、これこれ上がっていますと、こうしていただいたらいいと思います。始めにお断りしておきますが、先ほど言われたように、1時間という時間制限があります。それに沿って質問も、時間の割り振りをちゃんとして、質問致しますので、答弁の方も、それにオーバーしないように、よろしく簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、議案第25号、軽自動車税の増税についてということで、お聞きしたいと思います。

この条例改正は、27年4月1日以降の新規購入分、また、新規登録後13年を経た車には、25パーセントから50パーセントの増税を課すというものであります。ただ、もう田舎では、軽自動車を買物や通院、雨の日の用事まで、なくてはならない足代わりといえますか、なっております。その必需品であります車にまでですね、一気に25パーセントから50パーセントもの増税とは、どこまで弱者をいじめるのかと、こういうように考えております。納得できないと考えておりますが、税は、皆様もご存じのとおり、町税であります。この町税というものであれば、ある程度、町の裁量でできるのではないかと、こう考えております。県の方に聞き合わせても、上限については裁量権がある。下については、まだ、これから研究してみたいと、こういう話でありましたが、低収入、高齢者、通院者、子供の通院、通園用などに限ってですね、町裁量を取り入れることはできないか、検討できないか、余地はないか、お聞きしたいと思います。また、自家用貨物を営業用貨物に、自家用乗用車を営業用乗用車の区分にですね、これはパーセントを下げるという意味でございますが、町独自の税率の軽減は、町裁量でできないのかという質問でございます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

それでは、田島議員のご質問にお答えを致します。

軽自動車税が増税になるということで、弱者に負担が掛かるということだったんですけど、この町条例の中にはですね、軽自動車税の減免措置というのが、条例の89条で謳われております。これに該当する方については、

軽自動車税を減免できる、また、90条には身体障害者、障害者の方が所有している場合についてもですね、減免できるという措置を取っておりますので、町独自で税率を変えとかということではなく、国の示した標準税率を適用させていただくということで、ご了承いただきたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。

討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

反対討論させていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

まず、反対討論ですね。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、課長の方から国の方針であると、こういうことで、なかなか、これは減免できないと、こういう答弁がございました。国の方針といえどもですね、消費税でも経済弱者には、軽減措置は検討されておりますね。それから、介護保険の課税額にしても、町も裁量権は残されております。こういった、住民の本当に、日々、毎日ですね、この生活に関連する車、こういうものにまで25パーセントから50パーセント、先ほど軽減、該当する方は、その分、減免があると言われましたけれども、そういう25から50パーセントという高率のですね、増税はあまりにも厳しすぎる。他町は知りませんが、本町の経済状況、高齢化率は、県下でも最悪クラスだと聞いております。町独自の裁量権で、少しでも税率の軽減を求めたいということで、よって、条例改正には反対したいと思います。反対討論です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)反対者の討論はありませんか。他に討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第25号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。
挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、議案第26号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。
これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

議案第26号、国保税条例改正についてということで、通告してあります。
今回、国保税の課税最高限度額を4万円アップすると、その半面、低所得者の税率低減範囲を拡大すると、優遇される人が増えるという、そういう説明を受けております。しかし、元々の低減税率の範囲の方には、何らメリットがないと、こう自分なりに考えております。ガソリンを筆頭にですね、諸物価が高騰し、消費税を始め、各種税金や使用料の値上がりは、国民年金者や低所得者を直撃しています。その上、保険税が上がれば、どうやって生活するのかと心配しております。確かに医療費の増加に対する国保税の収入不足は、毎年、一般会計からの繰入で賄っておりますが、その軽減策として、住民さんとよく話し合い、ジェネリック医薬品の利用や、余った薬は、次にもらわないようにするとか、家庭薬の利用や介護予防には、町を挙げて取り組み、医療費の削減に努力してみようではありませんか。今後、町と住民が話し合うことはできないものかという質問でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。税条例の改正でございますので、全く関係ないというふうに考えております。回答も考えておりませんが、医療費の削減についてはですね、ジェネリックも、前回は答弁したとおりですね、かなり取り組んでおります。東洋町も、かなりの効果を上げておりますが、やはり税率がですね、本町の場合、かなり低いということで、それは徴収率の問題もございまして、なかなか、引き上げは見送ってきております。そういう状況の中ですね、税の増額ということも、今後の視野に入れていかなければならないという状況にあるということでございまして、ご理解を願いたいと思います。以

上です。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)

2つ目の質問に入ります。関連するものもございますので、この2番、3番は、一括して質問させていただきます。

2つ目、施行日を26年4月1日に遡及して、上げておりますね。なぜ、今回の補正に、増額分が補正されなかったのかお聞きしたいと思います。

それから、3つ目の質問ですが、法にはですね、住民に不利益が掛かる場合、掛かる課税については、過去に遡及しない。こう聞いておりますが、私の考え、思い違いでしょうか。自動車税は、翌年度からアップというのに、なぜ、この国保税に限って、4月1日に遡及するのか。この質問でございます。以上、よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)

田島議員のご質問にお答えを致します。

今回の条例改正につきましては、4月1日に専決処分をさせていただいたということで、条例の施行は、4月1日から、もう施行されております。ということで、今現在、遡って遡及することにはならないと考えております。それと、今回の補正予算に計上されていないということですが、試算をしてみましたら、実際、課税限度額、この77万円から81万円に引き上げられます。この対象者が6世帯ございます。それと、低所得者対策ということで、2割軽減の方につきましては、軽減が受けられなかった方が、2割軽減などが32世帯、それと、2割軽減だった人が、今回の改正で、5割軽減になるという方が48世帯あります。ということで、約80世帯が軽減措置を受けられるということになります。それと、課税の限度額の引き上げの世帯の部分と、軽減を受ける世帯の部分を相殺致しますと、軽微な額の補正額ということで、今回、計上致しておりません。この国保税の課税は、被保険者の世帯構成の変動等によりまして、頻繁に変更等があります。ということで、制度改革等によりまして、大きく歳入欠陥が生じる場合を除いては、基本的に

は、年度末で補正対応するという考えております。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)
今、答弁いただきました。大きく変動がない、こういうことでございますが、今、36世帯、48世帯言いましたか、この軽減増加分の方の額は、どれくらいあるんでしょう。だいたい構いませんが、もし、それがですね、あればですね、やはり私はマイナス補正もすべきではないか、こう思うんですよ。答弁があればお聞きしておきたいと思います。

それから、4月1日に遡及することは専決であるから、これはもう仕方がないといえますか、問題ないというような答弁でございましたけれども、どうですか、これは専決であったら、4月1日ということにならなければならないという決まりがあるんでしょうか。ごめんなさい、予算がちょっと疎いです。専決であれば、あったとしても、この何が決まる、この今いう、6月の議会ですが、それまで待つというようなことができないのでしょうか。あるいは、これまでに、3月に臨時会を1回、取りましたが、その臨時会を取るという余裕がなかったのでしょうか。ちょっと疑問に思っております。答弁があればお答え願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
今、税務課長が説明したとおりでございますが、増額補正、減額補正も含めてですね、国保の場合は、先ほどの税務課長のとおり、増減といえますかね、毎月、増えたり、減ったりです。調定額が変動しますので、そのようなことも勘案して、多額のことが、影響がなければですね、できるだけ予算には計上しないという方向でいっております。

それとなぜ、4月1日かといえますと、法律の改正が4月1日ということで、町条例も、それに合わす必要がございます。それと、課税の基準日が4月1日というふうになっておりますが、本町の実際の課税は、国保の場合は、6月が第1回目の納期ということでですね、2カ月間の課税準備期

間はあるわけですが、条例の施行日は、あくまで法律に併せて1日にするということで、従来からやってきておりますので、よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)
それでは、田島議員のご質問にお答えを致します。
軽減される方の額ですけれども、税額ベースで、約80世帯、60万円ぐらいが減額措置を受けられるということになります。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。反対討論ですね。こちらへ来て下さい。

7番議員 (田島 毅三夫君)
この国保税条例改正について、反対討論させていただきます。今、先ほど、町長の答弁の中に、今後といいますか、国保税のアップと、こう考えていると、こういう答弁がございました。そういうことも踏まえて、ひとつ反対討論させていただきます。

ご承知のとおりですね、今、経済活性化の大義の下に、今、日本中の企業がですね、ほんとに沸き返っているという、そういう状況でございます。しかし、半面、我々、地方に住む者にとって、消費税を筆頭に電気やガソリンなど、次々と高騰しましてですね、支出は増加している一方であります。普段でも厳しい生活が、更に苦しくなっているのに、その上、次々と上がる税金に、仕事もない、本町に居られず、町外に逃散する、逃げ散るということ。逃散する人がですね、あとを絶たない最悪の状況にあります。これこそ、行政の責任と考えております。こうした弱者の声が聞こえなくなれば終わりだと、こう行政がですね、と思っております。皆様、ご存じとは思いますが、パールバックという女性の作家らしいですけれども、この方の言葉を引いて、私の反対討論とさせていただきます。

私は世界中の人々の抱えている諸問題について、あたかも、それが自分の責任であるかのごとく真剣に考えています。

こういう一文でございます。この言葉の中の世界を東洋町に替えてですね、読み替えて反対討論としたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)反対者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第26号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3、議案第27号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第27号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第28号、東洋町防災避難タワー設置及び管理条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員（賛成8：反対0）であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第29号、東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

（田島 毅三夫君）

議案第29号、東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例について、2点、お聞きしたいと思います。

この条例にはですね、通路などの設置や管理についての言及がありません。施設そのものについてはあるんですけども。このヘリポートまでの通路の整備及び管理はどうするのか、入口には鍵を掛けるのか、有害獣の防護網の開閉は、どこが管理するのかという不安といいますか、疑問を持っております。お答え願いたいと思います。

議長

（今宮 裕明議長）

光本総務課長。

総務課長

（光本 速雄総務課長）

それでは、田島議員の質疑にお答え致します。

議案第29号、東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例についての1番でございますが、この条例には、通路などの設置や管理についての言及がないということでございますが、通路の設置及び管理につきましては、この条例には定めておりません。ヘリポートまでの通路につきましては、町有地の敷地の一部として現在、管理をしております。

また、入口の鍵につきましては、現在、県土木事務所の工事等によりまして、ブロック等を製作してありまして、また、仮設の置場として利用もしておりますので、鍵は掛けておりません。また、有害鳥獣の防護網の開閉についてでございますが、町有地の入口付近につきましては、町が管理をしていきたいと考えております。以上です。

議長

（今宮 裕明議長）

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

この2番の質問については、また、クレームが出るかも分かりませんが、教えていただきたい。町道がありますね。カーブがあつて、町道があつて、それから入るんですけれども、そこに水溜なんか、あれは濾過用の池やと思います、そういうのもありますが、それらも全て引くくめた上での、これは、ヘリポート敷地になるんでしょうか。それ1点、お聞きしたいと思いません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

質問にお答えを致します。

東洋町の飛行場外離着陸場の施設用地としましては、写真を添付していると思いますが、その写真のとおりですね、舗装している部分についてが施設用地ということになっております。それと、ヘリコプターの離着場につきましては、40メートル掛ける40メートルの四方であります。それと、町道からの入口につきましては、空き地につきましては、どうかということですが、民有地になっておりますので、許可をいただいて、通行をさせていただいております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

1点だけ、お聞きしたいと思いません。止められるかも分かりませんけれども。

今いう、安全管理については、鍵を掛けないと、こういうことを聞きました。ただ皆さん、ご承知のとおり、あそこは、普段は誰も通らないというような、工事していたときは通ってございましたけれども、今、本当に、もう誰も通らない、そういうところになります、安全管理のために、どうです、これは、センサーぐらいは付けるということにはならないでしょうか。これは意見ということで、もし、答弁ができれば、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

今のところ、そういうことは考えておりません。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第29号、東洋町飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第30号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第3号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第30号、専決処分事項、平成25年度東洋町一般会計補正予算専決第3号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7、議案第31号、専決処分事項、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言

あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第31号、専決処分事項、平成25年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8、議案第32号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

通告してありますので、ご指名いただければ、ありがたいと思います。一般会計補正1号、質疑させていただきます。1つ目にですね、ページ12でいきます。款項でなくて、ページでいかせてもらいます。12ページ、阿佐東線事業の国庫補助金削減と総務債700万円の起債についてという題で質問させていただきます。

国庫補助金のうち1,113万円減額されました。阿佐東線分の補助金がなぜ、削減、その中には、阿佐東線分が入っていたと、こう聞いておりますが、なぜ、この阿佐東線分の補助金が削減されたのか。その理由をお聞きしたいと思います。

2つ目、阿佐東線の費用700万円分は、総務債として起債されましたが、阿佐東線DMV導入費用の町負担額は250万円でありました。付帯費用を入れても302万2千円でありましたが、なぜ、700万円に増額されたのか、お聞きしたいと思います。

3つ目です。この起債には後年、国庫補助はあるのかどうか、お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本総務課長。

総務課長

(光本 速雄総務課長)

田島さんの質問にお答えを致します。

阿佐東線事業国庫補助金削減と総務債700万起債についてでございます。

す。1で国庫補助金のうち1,113万円はということですが、当初、予定をしました国庫補助金の全体事業補助金の額がですね、市町村からの要望が多くなりまして、県の予算枠を超えております。今回、県から交付されます補助金の内示額が減りましたので、減額補正となっております。国庫補助金の減額分のうち880万円につきましては、土木債、過疎債であります。これに振替で計上をしております。阿佐東線のDMV導入事業につきましては、事業費は250万円で、国庫補助金は70パーセント補助で175万円となっております。この分につきましては、補助金の減額はありません。それから、残りの土木分ということですが、土木事業につきましては、甲浦の橋梁補強、耐震補強設計委託料で140万円の減、小池中橋、小池橋橋梁補修耐震補強工事で448万円の減、町道甲浦線の改良工事で308万円の減、町道原数珠ノ木線防護柵設置工事で203万円の減、町道白浜10号線改良工事で14万円の減、合計で1,113万円が補助金の減となっております。

それと2の、阿佐東線の費用700万の総務債ということですが、これにつきましては、先ほど申しましたように、事業費が250万円、国庫補助金が70パーセントで175万円ですので、補助金の残額75万円につきましては、当初は一般財源を充てていましたが、そのうちの70万円につきましては、財源の振替をして、総務債、過疎債を充当しております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、そういう説明をいただきました。この1,113万円については、括弧括りで阿佐東線という事業名が出ておりましたので、そういう質問を致しました。これは、その分がなかったということを確認致しました。もう一度、申し訳ございませんが、この700万円の今いう、起債、総務債としての起債額の中に、この阿佐東線分は175万円と、こう受け止めてよろしいのでしょうか。もう一度、これだけ再確認させて下さい。もし、何であれば、また、のちほど聞いても構いませんが。

それから、この事業は本当にやる気があるのかということが、いまだに疑問に思っております。

導入までに採算性や利便性、集客予測など、問題点は、もっと研究すべきではないか。これは、以前にも言ってきました。一般質問でしたか、それも

話しましたが。確かに、そういうイベント的なものもよいと思いますが、沿線を整備して景観を良くするとかね、サブネームの募集による集客とか、自転車の持込スペースを造るとか、四季の景観案内や、地域ごとのアピールや民間事業の宣伝を音声で流すなど、そういう集客努力をね、もっと研究すべきではないかと、こう思うんですよ。また、製作元の北海道鉄道の再建が危ぶまれている中で、車両の確保はできるのか、いつ頃、この事業を本格的に実施するという考えで、今、この順番を毎年、どんどんエスカレートしておりますが、その最終、いつ掛かって、いつ、これを導入するのか、考えをお聞きしたい。分かっておればお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
田島さんの質問にお答えを致します。
先ほど、700万円ということですが、14ページの町債の総務債につきましては、70万円となっておりますので、よろしくお願いをします。
それと、先ほど言いました事業、DMVの事業費は250万円で、国庫補助金が175万円、補助金の残が75万円となっております、その補助金の75万円に対して、補助金の75万円のうち、70万円を過疎債に充てております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
2番の質問に移して下さい。

7番議員 (田島 毅三夫君)
2番目の質問に入ります。地籍調査の測量業務委託料180万5千円が補正されておりますが、このことについて、お聞きしたいと思います。
新年度が始まって、まだ今、2カ月半ですか。(自席より、えらいとんじゃあせんかと発言あり。)

議長 (今宮 裕明議長)
休憩します。
(休憩時間:9時45分)

質疑削除の確認。

(再開時間: 9時49分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

最初の通告では、全部で、合計で7項目でしたかな、待ってよ、7項目やね。ところが現在、5項目に、2つ減らしております。その減らした方、言おうかな、ある方、言おうかな、どうしましょ。残った方、言いましょか。(自席より、減らしたやつと発言あり。)分かった。減らした方は、2番目の相談支援事業臨時職員賃金について減らしました。それから、子育てシステム委託料についても減らしました。それから、あとは残ってます。あと5つは残しております。

議長

(今宮 裕明議長)

その次は4番ですね。

7番議員

(田島 毅三夫君)

では、2番目の、21ページの、この地積調査委託料180万5千円の業務規定について、お聞きしたいと思います。よろしいでしょうか。

議長

(今宮 裕明議長)

始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

先ほど言いましたように、新年度が始まって、まだ2カ月半ですね。なぜ、180万円もの補正が必要なのかという疑問を持っております。お答え願いたいと思います。

それから現在、去年は東、甲浦地区に入られて、よく私たちも、お顔も合わせて作業員とお話もしたんですが、ほとんど、この頃は見ておりませんが、現在、調査はどこへ入っているのか、お聞きしたいと思います。

それから昨年度、町長とお約束したですね、野根地区外八島の調査は、いつ頃になるのか、今後の作業予定をお聞きしたいと思います。2つ目の質問、以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
田島議員の質疑にお答え致します。
今回の補正については、算定簿、設計書ですね、工程係数の増加と、人件費の単価の増額によって、設定金額が増額変更しましたので、それに伴う補正です。現在、入札の準備をしていますので、7月上旬には着手できる予定でございます。
平成26年度の計画区についてはですね、生見の北谷、野根の海浜、押野地区外八島、ヒヨガハナ、押野口、それと、大斗地区の東向山、北向山の合計0.7キロ平米、375筆を調査する予定です。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)
どういたしますか、私、心やすうにさせていただきました。作業員といひますか、調査員さんと。4月以降にですね、国道で何回もお会いして、お話もしたんですが、あれは26年度の事業ではなかったんでしょうか。うちは、もう既に26年度は、入札は終わって、同じ業者さんに発注をされたと、こう思っておったもので、そのようなお話をしたんですが、これは、ほんならまだ、これから26年度は、これからということでしょうか。もう一度、再確認したいと思ひます。
今後の、今こういう、調査地域といひますか、その説明がありましたか、それぞれ、どのようなスケジュールかというところまで決めておられませんか。もし、決めておられたら、住民さんに説明するような形で、少しお話できないかな、報告できないかなと思ひます。よろしく頼みます。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
田島議員の再問にお答え致します。

入札については、まだ、これからですので、7月の上旬を考えているということですが。

それと行程ですが、まだ、具体的に業者が決まってませんので、はっきりしたことは言えません。よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
田島さんの質問にお答えします。
生見の国道縁につきまして、生見の町有地を去年、買いましたので、その測量を26年度の事業で行っておりました。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
次の質問に移って下さい。7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)
3番目の質問に入らせてもらいます。3番、4番は、よく似ておりますので、一緒にというわけにはいきませんか。構いませんか。

議長 (今宮 裕明議長)
よろしいです。

7番議員 (田島 毅三夫君)
津波避難路工事費1,400万の内容をお聞きしたいと思います。
この工事内容ですね。道路工事請負費が1,400万円補正されて、当初予算と合わせますと3,100万円という金額になっております。今回、野根地区1箇所、甲浦4箇所と、こう聞いております。現在と聞いておりますけれども、現在、東洋町全域の中で、町指定の避難路として指定されている避難所、避難路、これは、なんぼぐらいあるんでしょうかね。それを一つ、まず、お聞きしたいと思います。そのうち、どれぐらいの道路が、避難路が整備されているのか、お聞きしたいと思います。もし、簡単に説明できるようやったら、お聞きしたいと思います。

今回の整備計画は、どこを予定しているのでしょうか。甲浦4箇所、野根1箇所の整備ですね、整備箇所をお聞きしたいと思います。

それから、東洋町の、全ての避難路が、整備が完了するのは、いつ頃になるのか、予定しているのか。防災計画の中で決まっておればお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の質疑にお答えを致します。

まずですね、東洋町内の津波避難路の指定箇所ですけれども、全部で59箇所となっております。平成25年度末までに、37箇所の整備を終了しております。

それから、整備場所につきましては、すみません。本日、お配りの資料で、町内の、平成26年一般会計補正予算、議案第32号関係資料というのがございます。ここで甲浦地区4箇所の整備箇所と、野根地区の避難路の整備箇所1箇所を載せてありますので、参照していただきたいと思います。

それと、避難路のですね、59箇所、全ての完了年月日ですけれども、28年度末の計画をしております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そういう説明を受けました。59箇所のうち37箇所は、25年度までに完了していると、今回、5箇所であれば、あと残りは22箇所ということでございます。この整備は、できる限り早くやってあげていただきたいと思います。

それから今、先ほど両方、一遍にやらしてくれと言いながら、別々になりました。申し訳ありません。4番目の質問させていただきます。22ページです。津波避難誘導灯設置工事費1,150万円について、少しお聞きしたいと思います。今回の工事は、どこへ、いくらの誘導灯を設置するのか、まず、お聞きしたいと思います。

それから2つ目に、当初にも2,150万円が計上されております。合わせて3,300万円になっておりますが、今後、この誘導灯設置は、これから要望も増えてくるとは思いますが、どんどん増加してくるとは思いますが、東洋町の、この59箇所の避難路の完全な設置完了は、いつを見込んでおるの

か、お聞きしたいと思います。

そしてまた、できれば、概略で構いませんが、現在までに、どれぐらいの進捗状況で整備されているのか、お聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の質疑にお答えを致します。

今回の、平成26年度の津波避難誘導灯の整備計画ですけれども、こちらの方もですね、避難路と同じように、議案第32号関係資料、ナンバー3と4の方へ、甲浦地区につきましては20箇所、それから、野根地区については、5基ということで計画をしております。

それから、昨年度からですね、誘導灯の整備に掛かりまして、昨年度は甲浦地区で31基、それから、野根地区では14基を設置しております。合計45基を設置しております。

それと、整備計画の方ですけれども、町全体で255箇所を計画しております。完了年月日は、平成28年度末としておりますけれども、かなりの費用も掛かりますので、財源を確保できればですね、28年度末までに完了させていきたいというふうに考えております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

ひとつ、答弁ができればお聞きしたいと思いますが、これは避難路、誘導灯ということになっております。それ以外のことはいかんということは、よく分かっておりますが、これは避難路、即、避難所と採ってよろしいでしょうか。それだけお聞きしたいが。あとで聞こうか。避難路の数、59箇所、避難所とも同じ数でよいのかどうか。(自席より、違いますと発言あり。)違いますか。そこで言うてもろて、分かりますか。(自席より、いいです。イコールにはなりませんと発言あり。)分からんね、数は。数は分からんね、今。分からんなら、また、あとで聞きにいきます。多いか、少ないかだけ教えてもらえたら助かるけどな。(自席より、分かりますと発言あり。)議長、ちょっとお待ち下さいませ。質問外やきにね。(自席より、64箇所と発言あり。)64箇所。了

解。避難所の方が多いようでございます。

それでは、5番目の質問に入ります。22ページのALT派遣委託料226万4千円について、お聞きしたいと思います。

初日の説明では、4月に任期の切れるALTの職員さん、その交替要員を募集といいますか、探していると、そのために今まで、JETという、そういう組織から、それはJETから、また別の組織にいて、そして、そこで探していただいていたというのを今回、聞くところによりますと、民間に委託して探そうということになっているようでございます。私の、最初に疑問に思ったのは、この委託料、派遣委託料ということだったので、全ての給料も入っておろうと思っていたところが、説明では探しているということやったので、斡旋といいますか、探すのに、どうしてこんなけも要るのかなという疑問があって、あっちこっち確認させてもらいました。そこで一つお聞きしますが、なぜ、今までのように、国策で行った、こういう事業で、国策事業、企業というか団体、それから、国策団体から県の団体について、そこで探してもらったという、こういうルートをですね、なぜ今回、民間に代えたのかという疑問がありますので、それを1点お聞きしたいと思います。

そして、このことによって、ALTの職員さんのですね、技能といいますか、そのどういいますか、資格といいますか、どういいますか、どのようによくなるのか、またそれが、教育現場の中で、その人に代わることによって、民間に代わることによって、どのような成果が向上するのか、こういうことを調査といいますか、精査ができておればお聞きしたいと思います。

また、費用はどうなっているのか。その国策の方の団体から紹介されるのと、民間にお願いしてやるのと、どのように費用的なものの差といいますか、それがあつたらお聞きしたいと思います。

それで、もう一つ、一番、心配しているのは、こういう国策あるいは県策の中に組み込まれた、こういう事業を町独自の判断でできるといえども、民間に、こうして委託したときに、国及び県との関係がぎくしゃくしないかという心配も持っておりますが、この点、お聞きしたいと思います。よろしく願います。

議長

(今宮 裕明議長)

藤村教育次長。

教育次長

(藤村 明美智教育次長)

田島議員の質疑についてお答えを致します。

ALT委託料226万4千円についてですが、今回の予算計上についてですね、予算の組替えでございまして、紹介料や斡旋料ではありません。それと、派遣業務委託料としてですね、ALTの報償費、住宅手当、研修費、交通費、教材費との合計で226万4千円となります。委託期間はですね、平成26年9月から27年の3月末までとなっております。以上です。(議席より、そのことによって、教育内容が変わるのかと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)
奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

田島議員の質問にお答え致します。お答えになるか、ならないか、分かりませんが、通告と違いますので、その点もあります。

民間業者に変更したいということにつきましては、長年、ALTをJETにお願いしておったんですけど、一応、この民間業者は、西部の方で小学校、中学校も使っている、高校にも派遣されているということをお聞きしまして、それだったら、今までと違うALTの、質が違う人が来るんじゃないかということもありまして、今回は町長とお話して、一遍、民間の方も試してみたいと、その辺をみて、もし、それが同じであったら、またJETの方をお願いしたいと、これは県とのお話もしておりますので、それで、そういう会もありますので、いつもうちが抜けたから、今年は、会は行きませんじゃなくて、その会にも参加させていただきますので、ぎくしゃくすることはないと思います。

費用の差額につきましては、年間で通してみな分かりませんが、一応、その渡航費用とか、そういうものを足しますと、今のところ、ちょっと安くなると積算しております。ただ金額、今、そこでと言われたら、なかなか出ませんので、その辺は、ご理解のほど、よろしくお願い致します。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

よろしいですか。他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。反対討論ですね。

7番議員

(田島 毅三夫君)

こういうときの反対討論は困るんですよね。5つを一遍にやっておるんです。そのうちの一つに反対があるんですよ。これは皆さん、分かっていたきたいと思いますが、一つ反対があれば、全部、反対せんといかんと。そこにうちは非常に苦しんでおりますが、これだけは言うておかなければならないと思いますので、反対討論して説明させてもらいます。

こういう阿佐東線の、この問題でございますよね。これはですね、今まで私は、この議会でも、何回も話してきましたけれども、これはその、線路で来たものを一旦、道に下ろしておいて、道路をバスのように走って行って、また線路に上がると、この循環ですと、こういうものでございますが、これによって、そのスロープ、甲浦の駅についても、それから、海南の駅についても、スロープがなければ、海部の駅ですね、ごめんなさい。スロープがなければ駅に上がれないと、こう思います。そういう経費や土地の問題などですね、検討できているのか。ただ、どんどん各市町村、県等が補助金を出してですね、進めておりますけれども、そういう基本的な問題まで検討されているのかどうか、非常に疑問に思っております。我々には全く報告がない。

また一旦、下りた車両の運行ダイヤやコースですね。それから、時間の割り振り、乗客数の検討や予測、収益や支出の計算など、細かい、そういう煮詰めはできているのかどうか、心配しております。また、そういう報告も受けておりません。ただ、次々に事業費を注ぎ込んでいますが、もっと、しっかりと計画を立てて進めなくては、更に大きな累積赤字を抱えることになります。再度、検討、研究をせよとして、予算認定には反対しておきます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

阿佐東線の問題について、賛成討論を致したいと思います。

先日の臨時議会だったと思いますが、その際に、阿佐東線の根来専務が来られてですね、DMVの説明はかなり受けたと思います。その際に、DMVのことについてはですね、経費削減が大きな目的であります。それと、やはり観光の誘致であります。田島さんがおっしゃるように、今後の計画については、そのときに根来専務さんにも十分な計画を立ててくださいという、お願いもしたと思います。今回の予算の中の阿佐東線については、私は賛成

したいと思いますので、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

反対者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)賛成者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第32号、平成26年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長

(今宮 裕明議長)

暫時、休憩します。再開は10時25分。

(休憩時間:10時12分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時25分)

日程第9、議案第33号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第33号、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第34号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

26年度の観光事業特別会計補正1号について質疑させていただきます。

1つ目に、今回、生見駐車場の臨時職員賃金として4万8千円が追加されておりますが、何の人件費なのかなという疑問を持っております。当初、432万円が計上されておりますのに、まだ、年度途中で、その4万なんぼという追加がなぜ、必要なのかという疑問を持っております。以上、お答え願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答え致します。

臨時職員の賃金4万8千円の追加については、臨時職員の通勤手当を当初予算で計上しておりませんでしたので、その計上分です。以上です。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

この通勤手当については、2キロ以内でしたか、今は。(自席より、距離によって金額が違いますと発言あり。)違うんですか。前町長のときに一旦、これは廃止されたように思っておったんですが、これは、また復活しておるのかな。こんなこと言うたら、クレームが付いたら、どうぞ議長、止めてもろて結構ですが。民間なんか、こういう手当ってほとんどないんですよ。土木の方にしたって、会社にしたって。ほとんど自分の車で町内やったら回っていると。ここまで職員さんだけするのかなという疑問を持っております。これは自分の考えだけ言っておきます。

2つ目の質問に入ります。生見トイレの整備工事費として、計243万円が計上されております。場所等は聞きましたが、小割についてお聞きしたいと思います。女性、男性別々のトイレになるのかなということをまず、1点、聞いておきます。それから、どれくらいの大きさになるのか、規模といいますか、便器の数といいますか、それをできればお聞きしたいと思います。それ

から、水洗浄化槽式になるのか、どういう形になるのか。それから、工事については、地元業者への発注を予定しているのかもどうかもお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
田島議員の質疑にお答え致します。
2番目の生見トイレの整備工事の規模についてはですね、これから設計委託して、規模を決定していきますので、現在、当初、考えているのは水洗浄化槽式で、男女別々、それと、身体障害者用、シャワー等でございます。
また、発注については、地元業者を考えておりますが、これも指名選定委員会がありますので、その中で諮っていきたいと考えてます。以上です。よろしく願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)
3番目の質問させていただきます。
この間、26年度の観光協会の計画書といいますか、いただきました。その中に、15人の新規役員さんが決まったという名簿もいただきました。そういう計画書、縷々、ずっと読ませていただきましたが、それは計画書ですから、一々については、これから精査していくんだと思いますけれども、なかなか、やはり漠然としたというような感じも否めないところはあります。閉塞する町観光振興のですね、起爆剤になっていただきたいと、こういう期待は十分に持っているんですが、予算書には、一つ気になったのは、役員報酬はないんですね。これは、うちは、ちょっと疑問に思ったんですよ。今、東洋町の特別職といいますか、そういう方、これはもちろん、東洋町直接の職員でないのは分かっておりますが、もう、ほとんどが全部、報酬をもらっているんですが、こういう方にも、やはり報酬を出すべきじゃないのかなという疑問を持っていたんですが、もし、説明ができればお聞きしたいと思います。これは観光協会のことですから、なかなか説明し難いかも分らんが、報酬ということについて、ちょっと疑問がありました。こういう報酬を出せと、ある

いは出したらどうかという意見は上がっていないかどうか、一つだけお聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
長崎総務課長補佐。

総務課長補佐 (長崎 正仁総務課長補佐)
田島議員の質疑にお答えを致します。
観光振興協会では、観光事業の実施、それから、その取組に向けた事業の計画、それから、収支予算を立てておりますけれども、これまでですね、役員報酬についての提案というのは、されたことはありません。役員報酬分の予算化をということですが、現時点ではお答えできませんので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
他に質疑はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより、討論を行います。討論はありませんか。7番、田島毅三夫君。反対討論。

7番議員 (田島 毅三夫君)
反対討論です。反対討論というよりもですね、結局、質疑の中で意見が言えないということになったので、結局、反対討論ということの中で、自分の考えを訴えさせていただきたい、こういう意味での反対討論でございます。どうせ、通らないということは分かっておりますけれども、少数意見としてやらせていただきます。

今、無報酬ということもありました。確かに、それぞれ考えがあって、組織、組織の考えがあって、会員さん、会員さんの意気込み等もあると思えますけれどもですね、やはり一つの、こういう東洋町の、一つの観光事業を振興されていくという、こういう大きい事業を担う方には、ある程度の報酬を出してあげなければいけないのではないかと、こう思っております。そういう意味から、無報酬には反対しておきたいと思えます。

それから、観光振興協会に振興補助金として、400万円が補助されておりますが、問題は金額じゃないんですよ、内容なんですよね。今まで代々、何人かの方が会長になられて、その都度、一生懸命頑張ってきていただき

ましたが、近年の、この東洋町の観光事業というものが本当に寂れる一方、一つの例を取っても、白浜の海水浴客の人も激減しております。毎年、毎年。こういうことに、全く歯止めが掛からない。確かに一つ一つの単発的なイベントも悪いとはいいませんけれども、やはり単発花火で終わっては仕方ない、いけない。例えば、町内の宿泊施設へ宿泊すれば、町内食堂の定食券や温浴施設の入場券を発行するとか、寂れる一方の海水浴客を呼び込むために、浜に木陰を造るとか、納涼祭だけでなく、盆には白浜で盆踊りや歌謡大会、いかだを浮かべて水泳大会を開催するとか、町とタイアップした赤葉島一周遊歩道の設置とか、野部の山へ展望台を設置するなど、町観光事業を根底から振興させるようなですね、事業計画を、この委員会の中で、協会の中で練っていただきたい。そういうものはなかなか、この計画書の中には出てきていないので、一つ、あえて苦言といいますか、呈しておきたいと思います。

よそのことを言うてはいけませんけれども、東洋町の農業委員会、私自身も入っておりますので言えると思いますが、本当にもう、形骸化して、ただ、会を開いて10分くらいで終わっていると、それで東洋町の農業振興についての。

議長 (今宮 裕明議長)
田島議員。

7番議員 (田島 毅三夫君)
はい。

議長 (今宮 裕明議長)
観光事業特別会計です。

7番議員 (田島 毅三夫君)
はい。了解。この400万円が有効に使われるように、町と定期的な協議を行ってはどうか。役員には報酬を出して、その代わりに、今までのような観光協会ではなく、本当に真剣な観光振興策を実行して欲しい。そういう、少しでも気を引き締めってもらうために、あえて少数意見として、非難を覚悟で反対討論とさせていただきます。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)

賛成者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)反対者の討論はありませんか。(自席より、なしと発言あり。)討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第34号、平成26年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成7:反対1)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、発議第4号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。5番、武山裕一君。

5番議員

(武山 裕一君)

発議第4号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日、提出であります。提出者は私、武山裕一です。賛成者は福島議員、今宮議員、小野議員、高島議員であります。

本件は東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。6月18日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

2010年5月の核不拡散条約再検討会議は、核兵器のない世界の平和と安全を達成することに合意し、全ての国家は核兵器のない世界を達成し、維持するために必要な枠組みを築く、特別な努力をする必要があると強調した。しかし、それから、4年経った今も、核兵器のない世界を達成する具体的な道筋は見えてこない。世界にはなお、1万7千発の核兵器が貯蔵、配備されている。世界で唯一、国民が核の惨禍を体験した日本には、核兵器の非人道性を訴え、その全面禁止を主張する道義的根拠と重い責任がある。北朝鮮の核開発をめぐって、軍事的緊張が高まっている中で、国際紛争の解決手段としての武力行使と、威嚇を憲法で放棄した日本が核兵器全面禁止のために行動することは、朝鮮半島の非核化、日本と東アジアの平和と安全を促進する上でも、極めて重要である。2013年10月、核兵器の人的影響に関する共同声明に日本政府も賛同したことは、憲法の平和原則と非核三原則を掲げる国として、当然の姿勢である。2015年

核不拡散条約再検討会議に向かって、核兵器のない世界への行動が直ちに開始されるよう、ジュネーブ軍縮会議を始め、核軍縮・廃絶と安全保障に関わる諸機関で、共同声明の署名国として、日本政府が核兵器全面禁止条約の交渉開始のために努力するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願い致します。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第4号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第5号、手話言語法制定を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

発議第5号、手話言語法制定を求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第14条の規定により、議会に提出致します。本日、提出でございます。提出者は私、福島登。賛成者は今宮議員、小野議員、高島議員、武山議員であります。

本件は東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。6月18日に委員会を開催し、慎重に審査した結果、採択すべきと決しましたので、意見書を提出するものであります。趣旨説明を致します。

手話とは日本語を音声ではなく、手指、手、指や表情に変えて表現していると思われがちですが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語であります。聴覚障害者にとって日常を営む上で、手話は大切な情報取得

とコミュニケーションの手段であります。国連総会においては、障害者権利条約が採択され、平成20年に発効されました。同条約第2条には、言語とは音声言語及び手話、その他の体系の非音声言語をいうと定義され、手話が言語として国際的に認知されております。また、政府は、平成21年、内閣府に障がい者制度改革本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて、国内法の整備を進めているところであり、平成23年8月に改正された障害者基本法の第3条には、全ての障害者は可能な限り、言語、手話を含む、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところであります。同法第22条には、国・地方公共団体に対して、情報確保の施策を義務付けていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で、手話を使った情報の提供やコミュニケーションが確保され、社会に、自由に参加できることを目指す手話言語法を広く国民に知らせていくことや、自由に手話ができる社会環境の整備を国として実現する必要があります。手話言語法を早期に制定するよう、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参照の上、ご審議をお願い致します。以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第5号、手話言語法制定を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員(賛成8:反対0)であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成26年7月24日、高知県民文化ホールにおいて、高知県市町村議会議員研修会に議員派遣したいと思っております。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なし

と認めます。よって、さよう決しました。

日程第14、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。ここでお諮りします。それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第15、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。また、反問権について、執行部は反問する場合、反問しますと発言の上、挙手願います。質問の通告が4名ありました。それでは順次、これを許します。

初めに、西岡尚宏君、件名は、知事の本町訪問についてであります。答弁者は町長となっております。西岡尚宏君、質問を始めて下さい。

8番議員

(西岡 尚宏君)

それでは、質問を始めさせていただきます。

知事の本町訪問についてですが、今年10月に、正式に知事が本町訪問が決まっていると聞いているが、6月11日付けの高知新聞記事によると、本町に交付された県の緊急雇用創出臨時特例基金事業、森林環境保全事業補助金が不正に利用されたとして、高知県知事を相手取り、訴訟提起がなされた。原告の1人は本町の議員であります。この件で、知事の本町への正式訪問が中止されるのではないかと心配しております。町長の行政報告の中で延期とありましたが、どうなっているのかお聞きしたいです。訴訟中のことで、内容については執行部も答弁は難しいと思いますが、現状での町長の認識を伺いたい。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

西岡議員の質問にお答えを致します。

尾崎県知事はですね、10月16日に北川村、17日には東洋町と、正式に本町を訪問されることとなっております。細かい日程等、視察先とかですね、懇談等の具体的な調整をしていかなければならないところでしたが、17日にですね、行政報告でも若干、申し上げましたが、県職員の来庁を受けまして、県知事会が東京で開催されることが決まったので、本町訪問日程の再調整をしたいとの報告を受けたところでございます。新聞報道によりますと、今の現状では、東洋町の現職町議が原告の1人でございまして、立場上であってもですね、県知事は、その被告という立場でのご来町となるわけでございます。知事はですね、県職員の方の報告では、本年度内の正式訪問をしたいとの意向であると、お聞きしておりますが、現在は白紙となっているということでございます。訴訟につきましては注視していかなければなりません、ご心配のようにですね、県知事の訪問中止という事態にまでは至らないのではないかなというふうにも考えて参りました。また、そう願ってきたところでございまして、現在、日程再調整とは、純粹に延期になったというふうに解釈をしているわけでございます。また、知事との懇談はですね、何度もしてきておりますので、また、様々な機会を利用致しまして、本音のところの話もしてみたいなというふうにも考えております。県からはですね、海の駅の焼失の新聞報道もございましたが、その2日後には、再建への補助金5千万円の補助額を、速やかに東洋町に回すようにと、所管課に指示をしていただいていたというふうにも聞いております。再開オープン行事には、知事からの祝辞メッセージもいただいているところでございます。また、防災加速化交付金も含めまして、多くの県補助金等の支援をいただいているところでございます。高規格道路への取組につきましてもですね、本町の国道事情についても、様々な形で国への要望、政策提言もしていただいております。県や近隣市町村とも、連携して取組んで参らなければならない、大事な時期でございます。また、そのような広域的な取組も不可欠な時代となっているわけでございます。過去3年間、そのような、よりよい関係構築に、行政機関、各種団体等含めまして議会議員の皆様、多くの町民の皆様、また、職員の諸先輩方にも、組織再構築に、ご協力を願ってきたところでございます。しかしながら、先般、このような件といいますが、今回の事態というものがですね、なんともやりきれない思いを持ってしまうのは、私だけではないと思うところでございます。大変、残念に思うわけですが、多くの町民、また町議の多数の皆様も、行政に携わる者の大多数はですね、同じような感覚を持っているのではないかなというふうに認識をするところでございます。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
8番、西岡尚宏君。

8番議員 (西岡 尚宏君)
町長の認識は分かりました。ただ、この問題の、ただ、今後の事業等への影響を心配しております。先ほどALTの質疑の中で、同僚議員も、国、県とぎくしゃくにならないかと心配意見がありました。知事本町訪問と訴訟提起は別問題ですが、知事が本町を訪問されるのは、3年、4年、悪かったら5年に1度くらいしかないの、議会も、住民も知事にお願いしたいことがいっぱいあると思います。是非、1日も早い知事の訪問をお願いして、私の一般質問に代えさせていただきます。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
大変、心配をしていただいておりますけれども、直ちにですね、今回の件が即、他の事業にまでは、大きな影響を及ぼすことにはならないのではないかなというふうに思っております。県との信頼関係が壊れるというようなこととかですね、先ほどのぎくしゃくするという事態にまでは発展しないと、また、させてはいけないというふうにも考えているところでございます。今後のですね、動向にも注意をしながら、県との情報共有を更に図って参りたいと考えておりますし、県職員との関係にも、これまで以上の気配りといえますか、配慮をしていく必要が生じてくるのではないかと想像するわけですが、今回の件につきましては、現段階では、内容につきましてもですね、何とも申し上げられませんので、事務執行を粛々とこなして、県との関係をこれまでどおり、ご指導をお願いしていきたいなというふうに考えております。よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
西岡尚宏君の質問が終わりました。
続いて、福島登君の質問を許します。件名は子ども子育て支援法に基づく本町の取組について、他5件であります。答弁者は町長、副町長、課長、課長補佐となっております。福島登君、質問を始めて下さい。

1番議員

(福島 登君)

始めに議長、質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

私からは6つの質問をさせていただきますので、ご協力をよろしくお願い致します。早速、質問に移ります。

1つ目の質問は、子ども子育て支援法に基づく本町の取組でございます。少子高齢化が急速に進む本町において、子ども子育て支援は、若い世代が安心して子どもを儲け、育てることへの手助けとして重要な制度と考えております。子ども子育て支援法に基づく地域子ども子育て支援事業は、子ども子育て家庭等を対象とする事業で、市町村が地域の実情に応じて、あらかじめ設定した対象範囲の中で、実施する事業とお聞きを致しております。そこで、次の点について、一括してお聞きを致します。

1つ目に、現在、実施している事業があれば、その内容と利用状況。

2つ目に、今後、どのような支援を考えているか。

3つ目に、地域の実情を調査する、または地域のニーズを捉える工夫があるかどうかです。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

福島議員のご質問にお答えを致します。

まず現在、実施している内容、利用状況ということでございますので、国が10いくつかの案を提示されておりますけれども、たまたまといいますか、その中で、もう、既に実施をしている部分がございますので、その報告をさせていただきますけれども、現在、実施しているのがですね、妊婦健康診査、これについて、25年度で17名が、もう、既に実施をしております。次に実施しておりますのが、乳児家庭全戸訪問事業というものを実施しております、25年度実績では、10人の家庭をもう、既に訪問をしております。それとですね、これも保育所事業でずっとやっておるんですけれども、延長保育事業をやっております。25年度の実績としましては、甲浦保育園で、延べ人数が1,266人利用をしております、銀杏保育園では、延べ246人が利用をしております。それと今後、実施という質問だったと思いますが、東洋町も昨年ですか、子ども子育て支援会議というのを設置を致しまして、その会議の意見を基本的に進めていくようになりますけれども、現在、やって

おります、町が実施している事業については、基本的には継続をしていきたいと考えております。またですね、会議が小学校長、保育園長、それから保育園の保護者会の代表などで参加していただいておりますけれども、その意見をできるだけ踏まえながらですね、事業を実施していきたいと考えております。

あと、ニーズ調査の関係やったですかね。ニーズ調査についてはですね、本年2月に、ニーズ調査をもう、既に実施を致しました。この対象は、小学生及び未就学児のいる家庭に対して行いましたけれども、ご存じのように、子どもの数が大変、少ないこともありまして、なかなかサンプルが少ないわけですけれども、ただ、先ほども申しましたけれども、校長あるいは園長等参加者がおりますので、そちらからも、新たな意見などを聞き入れて議論を深めていきたいと考えております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)
この件につきましては、アンケートを実施したとお聞きを致しております。回答の一部を紹介できるようにしたら、ここで紹介をよろしく願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
それでは、いくつか紹介をさせていただきます。回答で自由意見という部分も設けましたので。比較的多かった意見だけになりますけれども、やはり多かったのが、子どもの遊び場、公園などを整備して欲しいという意見がありましたのと、土、日等も含めてですね、子どもを預けられるところが欲しいといったものが結構、多かったように記憶をしております。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
福島登君。

1番議員

(福島 登君)

我々も子育てを体験してきました。特に少子化の現在、当時と違った要望もあるかと思いますので、できるだけお答えできるように取組をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問ですが、表題を少し訂正したいと思いますので、よろしくお願い致します。障害者自立の部分を、障害者総合と訂正をよろしくお願い致します。その続きに、障害者支援事業所とありますが、この所を消していただけますか。よろしくお願い致します。それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。障害者総合支援法に基づく相談支援事業の取組状況についてでございます。3月の定例議会で質問した、この件につきまして、障害者支援事業所を開設したとお聞きを致しております。開設から現在までの取組状況等についてお聞きを致します。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、相談事業所について、お答えを致したいと思います。

相談事業所については、4月7日付けで設立を致しました。現在ですね、対象となっております方は28名いらっしゃいます。内訳で申しますと、町内在住者が14名、町外在住者が14名となっております。それと、町内在住者のうち、日和佐にある相談支援事業所、予定ですけれども、担当してくれるのが現在、6名となっております。町内者のうちですね、残り8名のうち1名は、利用施設の方で対応していただけるということが確認できておりますので、町内在住者14名のうちの7名が、町が開設しました相談事業所の方で対応するということとなります。続いて、町外にいらっしゃる方の14名についてですけれども、このうち6名の方が、利用施設の方で対応していただけるという確認が取れておりますので、町外者のうち、実質、町設置の相談事業所に対応させていただくのが、8名ということとなります。この結果ですね、町の相談事業所が対応すべき全体の数字というのは、14名ということになりますけれども、ただし、このうちの7名の方については、もう、既に作業が実施されておりますので、また、間もなく完了する予定となっております。ですから、今のところ手つかずの方で、年度内、来年3月までに処理をしなければいけない件数としましては、7件、7名の方というのが現状です。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)

相談事業所の取組、順調に進んでいるように思われます。来年度に向けて、子ども子育て支援とともに取組をお願いして、次の質問に移らせていただきます。

3つ目の質問でございます。甲浦港白浜海岸緑地公園の津波避難施設の整備等についてでございます。県は、県海岸緑地公園への来園者を津波から守るため、手結港のヤ・シィパークと、白浜に津波避難施設を建設するとお聞きを致しております。県の事業ではあるものの、設置自治体で、周辺住民も状況により、使用すると考えられることから、次の点について、一括してお聞きを致します。

1つ目、整備計画等の説明会の開催の申し出が、県や土木関係者からあったかどうか。

また、申し出がなかった場合、本町から要望しているかどうか。

3つ目に、説明会等が開催される場合、いつ頃になるかということでございます。よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
福島議員の質問にお答え致します。

白浜緑地公園の津波避難所施設の整備についてですが、県の計画としては、平成26年度にボーリング調査、液状化調査、基本設計、地元調整、平成27年度に詳細設計、28年度に工事発注、完成となっております。

県としましては、この避難施設は、海水浴客を対象としていますので、地域住民への説明会は考えていないようですが、地域からの要望があれば、説明会の開催を考えたいと聞いております。また、町としましても、地域からの要望があれば、県に対して説明会の開催に向けた要望をしていきたいと考えていますので、よろしく願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

また、要望は地域の方々とさせていただくように致します。この白浜海岸緑地公園の普段の来園者は、住民の皆さんであり、日頃から語らいや憩いの場として利用していますし、我々も海水浴やサーフィンに利用しております。海の駅の利用者が避難する可能性も十分あります。説明会開催の際には、住民の皆様と参加し、利用者の目線から要望等を上げたいと考えております。

次の質問に移させていただきます。4つ目の質問でございます。甲浦、銀杏保育園の防災計画等についてお聞きを致します。1つは、建物の耐震状況、補強計画等について。

2つ目は、津波避難発生時の浸水予測、最寄りの津波避難場所の整備状況、避難訓練の実施状況についてでございます。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

それでは、私の方から、保育園関係になってしまいますけど、ご説明をさせていただきます。

建物耐震あるいは補強の関係ですけれども、全面ではありませんが、一部、補強はされておりますが、最近ではですね、25年度に、両保育園にガラスの飛散防止フィルムの設置は致しております。

次に、津波発生時の関係なんですけれども、両保育園について言いますと、最大クラスの津波の最大津波高については、銀杏保育園では3メートル、甲浦保育園では11メートルと予想されております。

各園の津波避難場所としましては、銀杏保育園は、園舎裏にある神社、これ、海拔10.7メートルと聞いております。甲浦保育園については、裏の山で、これは海拔32メートルと聞いております。なお、避難訓練については、両園とも、月に1回、実施していると報告を受けております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

甲浦保育園の保護者から、津波避難路整備等について、要望が上がっていると思います。保護者が安心して子どもを預けることができるよう、早期に整備する必要があると考えていますが、今年度の予算内で整備可能かどうかということをお聞き致します。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

福島議員の再問にお答えを致します。

甲浦保育園の津波避難路整備についてですけれども、今後、速やかにですね、測量、設計を実施致しまして、財源の確保ができましたら、今年度予算に計上致しまして、着工と進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひ致します。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登君)

施工業者の関係もあると思いますので、また、十分、進めていって下さい。よろしくお願ひ致します。

また、先日、避難路の候補地を見に行った際には、保護者の方々には、避難路はすぐに完成するものではありません。現状で自分たちができる取組をすることが重要だと、お願ひをしております。執行部には、早期の整備をお願ひして、次の質問に移らせていただきます。

5つ目の質問でございます。甲浦、野根小中学校の大規模改修工事についてでございます。町がホームページ上で公開している、中期財政計画の平成26年から29年度、総事業費5億2,960万円を見込んでいる、この工事について、次の点についてお聞きを致します。

1つ目に、設計書等は、もう、作成済かどうかということです。できていなければ、いつ頃、作成するのか。

2つ目に、町内事業者が、この工事に参加できるような付帯工事等はあるかどうか。この2点についてよろしくお願ひ致します。

議長

(今宮 裕明議長)
奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

福島議員の質問にお答え致します。

中期財政計画は、厳しい財政状況の基において、社会情勢の変化に応じながら施策を推進していくため、平成24年度から29年度までの財政運営計画として策定したものでございます。小学校の大規模改修計画は、平成26年度からの計画でありましたが、本年度には実施する予定はありませんので、設計は作成しておりません。本年度は、小中学校のエアコン設置事業を当初予算に計上し、実施する予定でございます。今後の計画につきましては、多額の費用が掛かりますので、町長、副町長、財政担当課と協議を致しまして、検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
福島登君。

1番議員

(福島 登君)

一つ、お願いをしておきます。ホームページ上で、町の資料を、計画等を公開しておりますので、24年度10月から実績等の記入がございません。その辺りも含めて実績の記入をよろしくお願い致します。

それと、どの工事であっても、まずは、町内事業者の参入を計画していただけるようお願いしておきます。これで、次に関連する質問を行いますので、この件につきましては、ここで止めておきます。

最後の質問に移ります。質問6と致しまして、津波避難対策緊急事業計画の作成についてでございます。本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定に伴い、津波避難対策緊急事業計画の作成が求められています。この件で、次の点についてお聞きを致します。

1つ目に、津波避難対策緊急事業計画は作成済みか、また、作成していなければ、いつ頃、作成の予定か。

2つ目に、質問4、5の保育園の防災対策や学校の大規模改修にも関係しますが、社会福祉施設、保育園、小中学校の高台移転について、一部、改修工事など、差し迫ったものは別として、老朽化や耐震補強等による本格的な大規模改修などは、各施設単独で工事を行うか、また、複合施設と

して高台に移転するかなど、本格的に検討会等を立ち上げ、議論する時期が来ていると思います。単独改修工事の数年後に複合施設の建設が決まるなど、予算上の非効率なことにもなりかねません。このことについて、町長のお考えをお聞きを致します。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
福島議員にお答え致します。

4、5、6にも関連致しましてですね、担当課からも、ご説明あったとおりでございますが、一括して補足の答弁を致します。先ほどのですね、中長期財政計画につきましては、新想定が発表される前での事業計画、事業予算、財政計画でございます。法的な見直しの中で、また、財政的措置の見込みも踏まえまして、取組むべき事業も、想定される事業につきましても、優先順位につきましてもですね、毎年、見直しをしていく必要があるというふうに考えております。現在、平成26年度は、25年度からの繰越してきております避難路でありますとか、避難タワーの予算を消化していかなければなりません。

学校はですね、耐震化は済んでおりますけれども、優先順位から致しますと、老朽施設ということで、保育、それから、学校になろうかというふうに考えております。ご指摘の津波避難対策の緊急事業計画でございますが、現在は、策定はまだしておりません。この計画はですね、平成26年度以降の年度を初年とする、概ね5カ年の計画に基づき実施されます、津波から避難するために、必要な緊急に実施すべき事業とされているところでございます。第1には、避難路や避難施設、避難場所ということでございます。第2に、避難場所までの避難の用に供する避難路、その他の避難経路。第3に、集団移転促進事業に関連して、移転が必要と認められる施設という位置付けの中にですね、ご指摘の公共施設等も入ってくるわけでございます。集団移転促進というところに、民間住宅の5戸以上の移転要件や、そのことが前提としての公共施設の高台移転が対象とされるとのことでございまして、まだまだ運用面についてですね、精査していく必要もございまして、一言に高台移転といってもですね、適正な場所も限られてくるわけでございまして、現位置での施設の高層化の検討でありますとか、また、優先順位と致しまして、危険度の高い場所にある施設、老朽具合、様々な方向から検

討していく必要があると考えているところでございます。このために県では、まず、保育所につきましては、独自の判断によりまして、県補助事業を策定しているところです。また、補助内容についても、検討を加え、拡充していく方針であるというふうに聞いております。この拡充案が出ましたらですね、まず、保育所の件につきましては、調査費の計上をしたいというふうにも考えております。即、建設、移転ということとなりますと、莫大な予算が伴うわけでございますので、単年度にですね、一度に事業化を図ることは困難でございます。行政報告でも、財政事情につきまして触れましたけれども、財政破綻を招かないために、こつこつと基金への積立もしている段階でございます。ご指摘のように、非効率的なことは、財政的にも決して許されないわけでございますので、法的にも、また、補助対象の拡大案についても、一定の制約の危惧が解消されまして、財政負担のめども検討致しまして、たたき台などを作成して、その後に、関係機関、関係者とも情報の共有を図って参りたいと考えているところです。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登君)
この問題につきましては、住民の皆様からも、様々なご意見が私にも寄せられております。先ほどのご答弁で町長のお考えも、住民の皆様に届いたと思います。この質問が一つの提起となることを願って、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 (今宮 裕明議長)
福島登君の質問が終わりました。
続いて、田島毅三夫君の質問を許します。件名は町事業の今後の取組について、他5件であります。答弁者は町長他となっております。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員 (田島 毅三夫君)
時間的に中途半端になりますが、よろしく願い申し上げます。質問させてもらいます。
1問目、町事業の今後の取組についてという題でございます、大題の中で、1、地域おこし協力隊の立ち上げはどうなったのか。総費用459万円を

計上して、2名雇用するとした地域おこし協力隊は、その後、動きがないがどうなったのかという質問でございます。

それから、2つ目について質問します。これは、それでいきますね。(自席より、漢数字の一と発言あり。)はい。2つ目。海の駅の集荷体制の地区協議は、どこまで進んでいるかという質問でございます。3月議会において、各地区と協議するとした海の駅産品集荷体制は、どこまで進んでいるのか。聞きますと、つい最近、各地区長を通じて、住民さんにアンケートといいますが、希望票といいますが、配布されているようでございますが、どうなっているのか。津野町の例を見ましても、至急、手を打てば、早いだけ成果があると考えております。いつ立ち上げられるのかお聞きしたい。お手元に津野町の新聞記事、回してあります。よく読んでいただきたいと思えます。

それから、3つ目の質問です。冷蔵施設の再稼働は、いつになるのかという質問でございます。冷蔵施設の休止は3年目に入っております。漁協との話し合いがまとまれば、稼働させると言っておりましたが、いつ稼働できるのか、漁協とどこまで話し合いが進んでいるのかという質問でございます。

4番目になります。避難タワーのかさ上げについて、時期を聞きたいと思えます。いつ来るかしのれない津波ということで、なかなか皆さん、危機感といいますが、緊急感がありませんけれども、このままでは、いざ、津波が来たときに逃げられない。白浜第1、第2の避難タワーかさ上げは、急がなくてはいけないと思えますが、いつから着工になるのか、予定を聞きたいと思えます。

最後の質問です。防災バッグの配布についてお聞きしたいと思えます。平成24年3月議会答弁で、考えたいと答弁のあった懐中電灯や食料、飲料水など、防災必需品をまとめた防災バッグ、仮称ですけれども。防災バッグの住民配布は検討してくれたか、結果を聞きたいと思えます。以上、1問目の質問です。

議長

(今宮 裕明議長)

長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の質問にお答え致します。私の方からは、通告書のアラビア数字の1番、4番、5番についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目、地域おこし協力隊の件ですけれども、昨年度と同様にです

ね、海の駅東洋町の運営、管理業務を1名、それから、町観光振興業務1名、計2名の採用につきまして、4月25日から5月23日まで公募をしたところです。その結果、1名の応募がありましたけれども、残念ながら採用を見送っております。今後もですね、県からのアドバイスもいただきながら公募しまして、人材の確保に努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、白浜の津波避難タワーのかさ上げの件についてですけれども、ご指摘のとおり、白浜地区にある2基の津波避難タワーのうち、まずは津波の新想定の高さに対しまして、高さの足りない白浜地区第1津波避難タワーについては、隣接するような形で増設へ向けて計画をしておりますけれども、白浜地区からですね、要望のありました地区外へ、まずは避難するための避難路の確保ということで、小池橋と小池中橋の耐震補強工事を白浜地区の津波避難対策として、優先的に取組んでおるところであります。最後にですね、防災バッグの配布について、(議席より、予定をお聞かせ下さいと発言あり。)予定はですね、28年度末までに、計画には載せておりますけれども、実施予定までは、現段階ではお答えができません。

続きまして、防災バッグの配布ですけれども、以前の執行部答弁の中で、県補助金を活用できるのであれば、予算計上するように考えますとの答弁でありました。現行のですね、県補助金メニューにつきましては、個人用の防災バッグや懐中電灯の購入については活用できませんので、できれば、各家庭での備えとしまして、各自、ご準備いただけたらと考えております。私の方から、以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

それでは、私の方から、2番の海の駅の集荷体制の協議は、どこまで進んでいるのかということについて、お答えさせていただきたいと思っております。先ほど、田島議員さんが言われましたとおり、現在、区長さんを通じまして、要望を取っている途中ですので、その立ち上げ時期についてですが、現在のところ、具体的にいつとは言えませんが、要望等の結果を見てから、やる、やらないも含めて今後、考えていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長（伊吹 真貴博産業建設課長）

長

私の方からは、3番の冷蔵施設の再稼働についてですが、冷蔵施設については、昨年12月に野根漁協と協議をし、野根漁協が事業主体となり、利用する方向で決まっておりますが、その中で、野根漁協組合長からはですね、6月19日付けで、事業についての報告書をいただいておりますので、その内容を報告させていただきます。平成26年度計画として、大手仲買業者を中心に漁獲物を集積し、野根漁港冷蔵施設を中間貯蔵拠点とし、全国に出荷販売を計画しておりましたが、低気圧の影響で漁網の喪失、破損、また、不漁等の影響で計画が頓挫している状態です。事業進展のため施設を活かし、漁獲物に付加価値を生む六次産業化の取組、冷凍冷蔵施設を利用した市場への、市場動向に見合う出荷体制の確立、関係業者と協議、調整を行っておりますが、漁協だけの力では限りがありますので、東洋町議会様のご指導、ご協力をご依頼申し上げますと報告書をいただいております。野根漁協としましても、有効な活用を図るため、慎重に計画を立てている状況ではありますが、今後、町としましても、漁協と調整を図りながら、施設の活用に向け、取組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長

（今宮 裕明議長）

7番、田島毅三夫君。

7番議員

（田島 毅三夫君）

ごめんなさい。数が多いもので、早口になっております。申し訳ございません。この地域おこし協力隊についてもですね、これはほんまに、私は何とか活用して、東洋町の発展、振興に、これをつなげていきたいと、こう思っておりますが、どうですか、これは、今いう観光関係あるいは海の駅関係は、こういうことで、今のところは駄目になっておりますが、これを農業関係に回すということにはできないんでしょうかね。それができなければ、新たに、そういうものについて検討していただきたいが、町長、課長でも構いませんが、お聞きしたいと思います。

それから、2つ目の海の駅の集荷体制についてお聞きします。立ち上げる時期は未定、今後の結果を見てからという答弁がございました。聞きますと、奥4地区については配布されておると聞いておりますが、この中で、何世帯、何人ぐらいの方の希望があれば立ち上げるのか、その目安だけでも

お聞かせ願いたいと思います。先ほど見ていただいた津野町の、その記事を見ていただいても分かりますが、このように集配ができればですよ、たくさんの方が、その出荷してきてくれる。できれば、国、県の補助金が欲しいんですが、それが、なかなかないということがありました。本当にはないですかね。私が言った、ちょっと今、事業名が忘れましたが、あれでいけるはずですがね。もう一度、検討して下さい。それから、人件費については、1人分雇用してですね、女性でも、男性でもいいんですが、私の案でございますけれども、その方が午前中に集配をして、収集して、その日中は、その海の駅の業務に就いていただくと、こういうことになれば、私は人件費的にも、そう負担は掛からないのではないかと、新たに1名、雇用してもいいのではないかと、そう思っておりますが、お聞かせ願いたい。それから、海の駅の販売品もですね、増えて、売上も徐々に伸びております。これは5月ということで、連休の関係もあるかも分かりませんが、今回、1,500万という金額が上がっております。なお、更に、これは上げていかなければならないんですね。ところが今のところ、町外の産品が非常に多くて、町内産品が少ないという苦情も聞いております。できれば、その東洋町の品物を揃えたい。出す人も、収入とともに生き甲斐にもなり、ひいては、介護予防や生き甲斐にもなってくる。こういう大変、多岐にわたる利益のメリットのあることでございますので、是非、全力を挙げて、この集配のシステムを作っていただきたいと思っております。課長補佐様から前向きな答弁をいただきたいと思っております。

それから、3つ目の質問。冷蔵施設の再稼働についてお聞きしますが、野根JFとの話がそこまで進んでおると今、説明受けました。仮に、それが今回、そういう計画の基に動くということになったときにですね、これをどのような形で、条件で委託するのか、指定管理するものか、あるいはまた、そういう委託になるのか分かりませんが、その条件は、どのようになっておるのか、だいたい、大まかで町の考えがあれば、お聞かせ願いたいと思っております。それから、一つだけ言っておきますけれども、これは住民血税です、全て。これは3年目の今、休止状態に入っておりますけれども、全力で、これは稼働に向かって努力していただきたい。そう思っております。これはお願いしておきます。

それから、4番目の避難タワーのかさ上げについて聞いておきますけれども、どういたしますか、横に付帯して増設するというような案も出ておりましたが、どちらに致しましても、これは早くしなければならない。28年度末で計画を練って、実施は、それ以降になるとは聞いておりますけれども、でき

れば、もう少し前倒しできるぐらい、するぐらいのですね、住民さんの命の掛かっている施設でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、最後になりますが、補助金がないために、このバッグのことは実施できないと、各住民さんが個々に対応してもらいたいと、こういう課長補佐の答弁がありました。どういいますか、これは補助金があるはずです。もう一遍、うちも探してみますが。確かあったはずですが、これはプロの職員さんが調べて、ないというのだから、そうかも分らんが、私なりにまた、探してみます。あったはずです、これは。全額でなくても、半分あるいはまた3分の1でもあるはずですが、もう一度、再確認をお願いしておきます。仮に、これは町負担で全部、やるとして、1個、値段は分かりませんが、詳しいことは分かりませんが、1個3千円とした場合ですね、1,500世帯、450万、要るわけですが、これはね、自分で構えるという人は別にして、やはり、お年寄りの方には、こういうものを作ってあげて、配布してあげなければ、なかなか個人では対応はできないと思ひます。そういう意味からも、補助金をもう一度、探していただいて、対応をお願いしたいと思ひます。以上で2問目、終わります。(自席より、議長、休憩して下さいと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

休憩します。

(休憩時間:11時40分)

配付資料の確認。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:11時42分)

答弁者は、長崎総務課長補佐。

総務課長補佐

(長崎 正仁総務課長補佐)

田島議員の再問へお答えを致します。

地域おこし協力隊の件ですけれども、先ほどの答弁と同じになりますけれども、今回は海の駅東洋町の運営管理業務と町観光振興業務の2名の採用を目指しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、白浜地区の避難タワーのかさ上げの件についてもですね、当然、想定の高さには達しておりませんので、早急にしていきたいところで

けれども、他の避難施設等々の関係もありまして、今、明確にいつやるというふうには言えませんけれども、必ず実施するというようなことで進めておりますので、その件につきましても、ご理解をいただきたいと思います。

あと、防災バッグの配布についてなんですけれども、私も県補助金要綱を見まして、県の職員にも聞いたんですけれども、個人への配布っていうのはないという答えを、はっきりいただきましたので、補助金が充てられませんので、現段階では、個人の配布ということは考えておりませんので、そちらの方も、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

田島議員の再問にお答え致します。

海の駅の集荷体制の件ですが、先ほども申しましたとおり、今現在、要望を取っている途中です。何人集まったらやるかとかいう、具体的な数字は要望が集まってから、今後、検討していきたいと思います。

それと、補助金の件ですが、ないと言ったのは、私、記憶にないんですが、補助金につきましても、今後、県の方と協議して考えていきたいと思えます。よろしく申し上げます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の再問にお答え致します。

野根漁協の方からですね、事業計画が提出されておきませんので、具体的な内容についてはお答えできませんが、施設についてはですね、指定管理者制度として、漁協に委託する予定です。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

すみません。ばたばたと申し訳ございません。

議長

(今宮 裕明議長)

これは再々問ですか。

7番議員

(田島 毅三夫君)

今、補助金がないと、こう言われました。個人負担でやってもらいたいと。これは、個人に補助金がないのであれば、自主防災組織やったらどうなんですか。もう、全町、それが設置されているんですからね。その連合会でも作っていただいて、その連合会に、それを配布すると。こういう手もあるはずですよ。よく考えていただきたいと思います。

それから、2つ目の質問に入ります。これはね、今、同僚議員から名指しではありませんでしたが。

議長

(今宮 裕明議長)

時間的な都合がありますので、ここで一旦、打ち切りということで、午後始めていただけますか。

ここで暫時、休憩を致します。再開は午後1時30分、13時30分をお願いします。

(休憩時間: 11時46分)

(再開時間: 13時30分)

休憩前に引き続き、一般質問を行います。田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

それでは、2問目の質問させていただきます。

質問の本題に入る前に、少し、前回の、先の議員の質問の中に、あるいはまた町長の答弁の中に、納得のいかない部分がありますので、少し反論させていただきたいと思います。この問題はね、言うときますけれども、妙に私が張本人というか、私がえらい悪者になっているんですが、絶対そうじゃないんですよ。これは、組合の職員が現場に出ないのに、出たとして日誌に記入して、その日当を請求して、収入していたという問題があったんです、間伐の。製材の収入も、そうなんです。町に返さなければならないと規約にも、要綱にも、契約書にも載っているんです。ところが、それをしていないん

ですよ。町としては、それを請求しなければならないと、こう規約にも載っているんですよ。それもしてないんですよ。こういうね、法令に違反したことが行われていたために、私は再三、注意したんです。是正するように。ところが、それは、全く聞き入れられずに終わってしまったもので、それで、私は監査請求したんです。ところが、却下されたんです。そこで、仕方なく提訴したものであって、私は絶対に間違っていないと、こう思っております。注意しても改善がなかったために、監査請求して却下された。そのため、あえて提訴した。議員として少しも、どうですか、私は間違っていますか。

(今宮 裕明議長)

議長 分かりました。質問を始めて下さい。

7番議員 (田島 毅三夫君)

もうちょっと言わせて下さいよ。皆さん、むしろ、このコンプライアンスをね、放棄した上、組合員や職員は、この責任をどう考えているのか、反省の色もない。注意した者が悪いのか、改善しなかった方が悪いのか、訴えた方が悪いのか、訴えられた方が悪いのか。

議長 (今宮 裕明議長)

田島議員。

7番議員 (田島 毅三夫君)

はい。

議長 (今宮 裕明議長)

質問を始めて下さい。

7番議員 (田島 毅三夫君)

はい、分かってます。これも同じように関連しますので、ちょっと待って下さい。公務員の法令違反は重大だということを知らなかったのか。自分たちの罪を棚に上げて、非難する職員など、今いう認識と見識を疑います。これだけ言わせてもうて、質問に入ります。

芸東森林組合の、先ほどのような間伐事業の不当についてという質問でございます。時間が短い。平成24年から25年度まで、東洋町は、県交付金を受けて雇用対策と住民の安全、安心を目的の一つに、危険木の間伐

事業を芸東森林組合に委託しました。民家の上に直径約20センチの雑木7本が被さり、台風時など、安心して眠れない状況にあったので、平成24年12月24日に、山の所有者から伐採の申請が出され、町は、年内は難しいので来年になるがよろしいか、として受理した。しかし、以後、何度も急がしたが、3月が来ても着工しないので、確認すると、森林組合から年度内には日にちがないので切れないと断りが来た。申請書を調べてみると、12月24日以降に無申請も含めて10件の申請があり、それらの多くは、既に完了していました。更に、付帯事業である製材業務に18日間費やしていたことが分かりました。そこで、あとの分を先にやって、日にちがないから切れないとは理由にならない、製材に18日も掛けるなら、1日ぐらいの日にちは取れたはずだと苦情を言うと、今度は技術的に難しいから切れないと逃げてきました。では、どうして難しいか現場で説明してくれと、町を通じて再三、依頼したが、説明も、とうとうされませんでした。危険木を放置もできず、人を雇って切りましたが、委託契約書の23条には、正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても着手しないときや、契約に違反して目的を達成できなかったときには、町は契約を解除できるという一行が載っております。なぜ、森林組合に注意し、聞かなければ契約を解除するくらいの厳しい措置を取らなかったのか。また、伐採申請を受理しながら、正当な理由もなく、住民との伐採契約を不履行にし、結果、住民に損害を与えた責任を問うというのが、1つ目の質問です。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島さんの質問にお答え致します。私の方からはですね、事業内容について誤解されているところがございますので、改めて森林環境保全事業の内容について、ご説明を致します。

この森林環境保全事業の目的は、第一に雇用対策であり、町が立案した内容に沿って、受託者が計画を立てて実施することになっています。事業内容につきましては、危険木の間伐事業だけではなく、人工林の間伐や製材による利活用、作業道等の整備など、森林全体の整備を含めた環境保全事業を図ることとなっています。また、住民からは、森林間伐等の要望を取り、現地を調査、確認した上で、伐採をするか、しないかを受託者が判断して実施をしてきていました。また、伐採の要望書についてはですね、伐採

契約ではありませんので、要望すれば必ず伐採をしなければならないもの
ではありませんので、ご理解のほど、よろしくお願い致します。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)

そういう答弁でございます。これはね、今ここで、時間がありませんので
争いませんが、もし、住民の生命、財産に危害があったらどうするのか。こ
の無責任で自分勝手な反論を聞いてね、町は自分たちの主張をごまかして
いるんですよ。これは、また争いますが。保身のために森林組合と組して、
この事業の目的でもある住民の安心と安全の権利、これを放てきしたことを
全住民さんに公言したようなものである、こう思います。これは今後、司法
の場で争いますので、これ以上、これで終わっておきます。

2つ目の質問に入ります。製材製品の収入の計上がない問題についてと
いうことで、2つ目の質問させていただきます。間伐事業によって、できた製
材製品を買った住民2人が支払った金額は、収入に計上されていませんで
した。調査依頼をしてありますが、いっこうに報告がない。説明を求めたいと
思います。これが2つ目の質問です。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

2つ目の、収入に計上されていない部分についてですが、受託者に確認
したところ、製材の収入についてはですね、製材製品を購入した方には連
番の伝票番号が入った納付書及び請求書を発行することになっています。
また、そのほとんどは、納付書による振込にしているため、不正や間違いが
起こらないようにしていると聞いています。以上です。

7番議員 (田島 毅三夫君)

そういう答弁でございます。購買者の1人は確認しておりますが、24年
度に板などを買って、組合職員に、組合参事に渡してくれとして、5千数百
円のお金を渡したと。この確認は何度もしております。それから、もう1人の
方は、24年度に板などを数回買ったと。そして、その焚き付け等の雑木も、

何回も買ったと。そのことも、きちんとお金を払ってありますと、これも、何回も確認取っております。これは、そのまま24年度の収入に入っていないということなんです。だから私は、それであれば、発行してないんですよ。発行したら、それは出るはずですが。発行したら、仮に、こちらが払わなくても、それは残っているはずですね。組合に残っているはずなんです。残っていないということは、組合の領収簿見ましたが、その発行した、その仕様書、何ですか、あれは、名前忘れちゃったね、納品書か。納品書にまだ、領収していないところには、無印のままで出てきておりましたね、2通ほど。こういうことですから、もし、その方が発行されて、受けながら払ってなければ、そのまま、無印のままで出てなければならぬ。それは出ていない。そういうことでございます。これは、そやきにね、これは契約書の12条、13条に、業務に不適當があれば、書面により必要な措置を請求できる、することができる。組合は調査や報告を拒んだり、遅らせてはならないと、こういうことになっておりますが、再度、調査をしていただきたいと思ひまして、お願いします。それから、事業の収入はですね、本来なら、県要綱第3条の2及び委託契約書の第20条の4によって、組合は事業によって上がった収入は、町に返還しなければいけないと、こうなっておるんですよ。それから、町は組合に返還を命じなければならぬ、こうなっているのが、両方がそれを怠っているんです。その結果、あとの金額は争ってますから別において、この今いう2つの、2人分の製材のものについては、これは町としても、本来なら町に入るべき収入を自分が怠って請求していないということになれば、大変な問題ですよ、これは。このことについて、課長、ひとつお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

平成24年度緊急雇用事業の実績報告のときにですね、収入については、県の方に確認したところ、実際に収入を伴わない業務、事業ということで、収入については、この緊急雇用の事業に対しては対象にならないということを確認しております。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、次の質問ですね。(議席より、再問ありますと発言あり。)いや、もう、3回やりましたよ。

7番議員

(田島 毅三夫君)

もう、3回終わったかい。3問目の質問に入ります。そのことは、また争いましょう。

集団的自衛権の行使容認の危機、危惧についてということでございます。町長は6月3日の高知新聞の、今なんぼ使うた、議長、今なんぼ使うた。(自席より、あと23分と発言あり。)町長は6月3日の高知新聞のアンケートに、国連が期待できない以上、抑止力としての集団的自衛権を持つことは必要として、憲法解釈の変更による行使容認の意向を示しました。これはですね、1町の町長、またもちろん、それは町長だから、町長の考えというのは、もちろん結構ですが、しかし今、日本を二分している、この大きな問題に対して名目はどうあれね、1町の指導者の発言としたら大変、重いものがあると思うんですよ。そういう意味からも、この武力行使は、イコール戦争を意味することを承知した上での行使容認発言だったのか、一度、確認させていただきたいと思います。また、敵味方、尊い命が奪われる、戦争の悲惨さを承知の上での容認発言だったのか、お聞きしたいと思います。また、集団的自衛権の行使を容認すれば、軍隊及び軍備の増強は必然であり、その軍事費は国の財産を、財政をひっ迫させ、国民に多大な心身の負担を課すことになる。日本にとって、他国から攻撃されなかったのは、日米安保の盟約もありますが、二度と戦争を起こさないという戦争放棄の平和憲法の存在が大きいと思います。その歯止めが取り除かれたら、あとは一途に軍事国家へまい進することになる。このことを承知した上での行使容認だったのか、町長にお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えを致します。

この件に関しましては、国会でも議論の最中ということでございます。戦争をしたいといえますかですね、そういった方は、どこにもいないと思うわけでございます。また私も、そのようなことは一言も述べておりませんし、新聞の記事にもですね、戦争につながることは反対の立場だが、との前置きを前提としての意見でございます。情勢と致しましては、平和を立党と致します公明党におきましても、議論が分かれている状況でございますが、容認

の方向となっている情勢でございます。どこの政党に属しておりましたも、無所属であってもですね、日本は民主主義国家でございますので、議論は自由でございます。どのような意見の発言も自由でございます。多様な意見の中で、多数派として意見集約されていくものと考えるところでございます。田島議員のご意見も、当然に尊重されるべきでありますし、様々な、多様な意見が存在するわけでございます。しかし、他者に自己の意見のみを強要するべきではないと、私は考えております。また、高知新聞の記者の方もおられますが、高知新聞のアンケート調査ではですね、二者択一の設問でございました。賛成か反対かという、2つですね。防衛のための自衛権行使につきましては、時の内閣や時の権力者だけの憲法解釈によりまして、いつでも変更可能な憲法論議であってはいけないと、憲法が軽く議論されているのではないかなという危惧を抱いているところでございます。実際に本当に必要であれば、国民的議論を憲法改正議論も含めて、その成否も含めた、国民的議論を深めていく必要があるとの考えを述べさせていただいているところでございます。直ちにですね、過去のように、他国へ侵略するような、戦争行為を容認する発言ではないわけでございます。田島議員の意見は、意見として拝聴も致しますし、顕示していただければ、それは、それで結構なわけでございます。私の答えも、知事との考えも、多くの隔たりはないと認識をしておりますし、他の首長の方々とも、意見として極論とはなっていないのでございまして、むしろ、常識的な範ちゅうでの回答と思っているところでございます。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

町長から、そういう答弁をいただきました。確かに、議会の人数、賛否は、総務委員会の方は5人中、3人が、この意見書に対して反対、賛成だと。ごめんなさい、反対。それから、容認はしないということに対する意見書に3人が反対した。で、2人が保留したと、意見の保留。半面、この産建の方は4人中、3人が、この意見書に対して反対、私1人が賛成しました。こういう割合からいえば、これはどちらにしても、議会としても、これは可決したという状況になるんですけれども、ただ、東洋町の町長としてですね、2,900人の、この住民の生命を預かる町長としてね、これは今、国は、二分してという審議をしています。国会でも、なかなか決まらない。そういう状況の

中でね、何かもうひとつ、安易な感じで発言されたような気がして、その今、確認をしたわけでございます。私が一番心配しているのは、今日の新聞を見ましても、ある高官が蓋然性の可能性は低いと言ったか、町長の言われたような戦争をする蓋然性と、何かと、うちは知らなかったんですけど、辞書を見ましたら、その可能性というか、そういうことらしいんですけども、その可能性は低いと、これは政府の高官の、この考えなんですよね。例えば蓋然性が、どれぐらいあるか分かりませんが、例えば、原発の問題にしてもそうです。活断層があって、どれぐらいの割合で、今、それは危ないかということは分からないんですよ。何年後、何百年後か、それも分からないんです。しかし、それであっても、危険性が例え1パーセントでも、5パーセントでもあればね、それを廃止せよというのが今、時の流れになっているんですよ。こういう戦争をするか、しないかという問題が、100パーセントでないということであればですね、これは、私は認めるわけにはいかないというのが、町長のスタンスであって欲しかったわけでございます。今後、それはもっと、我々も勉強せんといきませんけれども、これはまた、町長にもよく考えていただきたいと思っております。

2つ目の質問に入ります。議会が、平成15年9月議会で決議した、永久不戦・戦争放棄宣言の町、東洋町という宣言がございまして、これは、あの当時、北朝鮮のテポドンといいますが、ああいう問題があったときに、これを私が提案をして、賛成多数でしたけれども、通った、可決されたという誓言でございまして、この碑をどうでしょう、町長、東洋町の役場前あるいは国道の一番よく見える所で構いませんが、建てたらどうかという提案でございまして、お考えを聞きたいと思っております。少し、何分か掛かりますが、この永久不戦宣言、宣言文をちょっと読ませていただきます。永久不戦・戦争放棄宣言の町、東洋町宣言決議案でございまして、私たち、東洋町及び東洋町議会は、近年におけるアフガニスタン、イラク戦争等の悲惨な状況に心を痛め、その犠牲者の冥福と、1日も早い戦争終結を祈るものだが、一方、隣国、北朝鮮との関係は、日増しに緊迫の度を増している。北朝鮮の軍備拡大を批判する半面、専守防衛の自衛隊を人道的支援の大義の下、戦地に赴くよう順次、法の改正を行っている。やがて、不磨であるべき憲法の改正も時間の問題と思われる中で、非常時の国民財産の徴発、更には、国民参戦の義務付けまで、国会議員の口に公然とのぼり始めました。300万同胞の死と、世界唯一の原爆洗礼で終結した60年前の、あの無残で悲惨で不幸な道を、今また、再び歩もうとするのか。この恐ろしい戦争への道を防ぎ、かわいい子供や孫達に、平和と安心して暮らせる郷土を残すためにも、私た

ちは永久不戦、戦争放棄を決議し、全国に宣言するものであります。2003年9月19日になっておりますが、その碑をですね、町長、どうですか、役場の前あるいは国道の一角に建てていただきたい。こういう質問でございますが、よろしく願います。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
田島議員にお答え致します。
決議は決議と致しまして、理解は致しますけれども、碑をですね、公費で建設する考えは持っておりません。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。3回目です。

7番議員 (田島 毅三夫君)
そういう答弁でございます。それがだめならね、これは私、議会議長始め皆さんに、議会に相談してみたいと思っておりますが、もし、議会で了解していただけたら、議会で建てる分については応援していただけますか。これ1点、お聞きしたいと思います。そしてもし、万が一、それもだめなら、甲浦未来会で建てらしていただきたいが、そのときには、1坪ないし2坪ぐらいの公有地をお願いしたいが、この2つ、お聞きしたいと思います。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
お答え致します。
是非ですね、田島議員の自己の私有地にですね、私費での建設をしていただきたいと、ご提案申し上げます。

7番議員 (田島 毅三夫君)
4番目、海の駅の販売と地場製品の生産、加工の奨励についてお聞きしたいと思います。もう、耳にたこができておると思いますが、もう1回、辛抱し

てお聞きいただきたいと思います。町及び住民の活性化や収入増加を目指すなら、地場製品の生産と加工を奨励し、販売を振興させなければいけないというのが私の持論でありましたし、これは皆さん、同意していただけると、賛同していただけると思います。そこでですね、なごみの体育館を使って、町が加工所の許可を取って設置し、住民は町の加工所を製造場所にして、製造及び販売許可を取れば、個々に製造所を構えなくても製造、販売ができることとなります。ちなみに、味噌などの許可なら、個人であれば百何十万も掛かりますけれども、こういうやり方であれば、3万円ぐらいの許可だけでいけるんです。製造、販売、合わせて3万円ぐらいでできる。その中で、国、県の補助金を活用すればね、まだまだ安くなると、そう思いますが、なごみ体育館への加工施設設置の是非について、住民を交えた検討委員会を設置して、生産、加工、販売の振興について、研究、検討をしていただけないかという質問でございます。

それから2つ目になりますが、1月から3月までの収支を見ました。これは海の駅の収支報告でございますが、営業収支報告。気になったのは、食堂の売上でございます。349万5千円売上でおりますね。しかしながら、その賄い材料費が199万円計上されております。すいません。端数は切っておりますので、約になります。単純利益は約150万円上っておりますけれども、それから人件費、女性2人分、それから、シェフは20万円はもらっているんじゃないか。人の、お金の計算はできませんけれども、仮に20万円もらっていたら、これで3人分ですからね、約50万円が人件費に掛かっていると思います。そしてあと、燃料費、電気代、水道、それからリース料等、込み込み入るとですね、まだ、これは大きな、大きなと言ったらいきませんが、赤字が出てくる計算になります。今後、全体が黒字になったとしても、部門、部門で赤字が出たら、これは大変、困ります。そういうたら。この食堂部門のですね、改善を求めたい、検討を求めたい、こういうことでございます。今度、例えば、アジやサバ、磯魚、海草、山菜など、安価に入る地場産品を使った創作料理の研究をしていったらどうか。高級な料理は、確かにおいしいですけれども、そういうものは都会で食べたら、食べれます。田舎へ来てから、やはり田舎の、そういう特産物を使った料理の方がいいのではないかと思います。そういうことを提案したいと思いますが、担当課長補佐、返答、答弁、よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

大坂副町長。

副町長

(大坂 哲也副町長)

田島議員の質問にお答え致します。

なごみの体育館ということですが、これは、なごみの体育館に新しく施設を造れということでしょうか。(議席より、そこを利用して造るということだと発言あり。)なごみの、今の体育館ということです。(議席より、いろいろの器具を据えてと発言あり。)はい。なごみの体育館ということであれば、現施設をですね、改修をしなくてははいけないですよ。現施設を改修しての製造場所を造るということについては、そういう考えは持っていないです、はい。それと厨房を備えたですね、いろんな施設があるんですけども、その厨房の施設を活用するにしても、加工施設については、加工する物によって、施設の基準、必要な備品であるとか、設備ですよ、そういったものが違ってきます。今、味噌という事例が出たんですけども、味噌にしても、それなりの施設が要るということで、現時点ではですね、個人、個人の対応はできないというふうな考えであります。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

小池産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(小池 昭平産業建設課長補佐)

それでは、ご指名をいただきましたので、私の方から2番目につきまして答えさせていただきます。

25年度の決算見込みの件ですが、賄い材料費199万円につきまして、その月の食堂売上に対しての賄い材料だけではなく、使った分を補充していきながら、ある程度のストック分も含まれているために、単純に、その月の売上に対しての賄い材料費ではありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、人件費、光熱水費等の経費の件ですが、電気、水道につきましては、食堂だけでなく、海の駅全体の経費に掛かるものでございますので、食堂の売上だけではなく、販売手数料も含めた全体の収支で考えていただければと思います。なお、人件費も含めた詳細報告をということですが、燃料費につきましては、食堂に掛かる経費ですが、人件費につきましては、調理専門での雇用は1名だけございまして、その他の職員は、ほとんどが調理とレジの兼務、調理の方に2名入ったり、3名入ったりはしてありますが、兼務のため、人件費の食堂だけの経費の詳細につきましては出せませんの

で、ご理解をいただきたいと思います。電気代につきましても、施設全体の電気代ですので、出すことは難しいので、ご理解いただきと思います。

続きまして、地元の産品を利用した創作料理の研究を提案したいがということですが、議員さんや非公式ではございますが、県知事も海の駅に来町いただきまして、食事をしていただきました。その方達は、ご存じかと思いますが、現在、提供しています日替わりランチ、パスタ、ピザなどは、その日によって違いますが、できる限り、海の駅へ出品されている、その時期に採れる魚、野菜、山菜等を利用したメニューを日替わりで出しております。特に日替わりランチは、できる限り、魚を使った創作料理を提供しておりますので、もし、田島議員が召し上がっていらっしやらないようでしたら、是非、来て、海の駅で一度、召し上がっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そういう答弁でございます。ちょっと反論しておきますけれども、先ほど食堂の方は1人で、あとは小売りをしている。これは同じなんですよ。売場が忙しいときは、こっち行き、また、食堂が忙しいときは、売場が応援するから、これは、それは言っではいけない。要するに今、3人やっているということは間違いありません。3人が、その掛かっているということ。それから、いろいろ使っているということですが、私が言うのは、コストを下げなければいけない。もちろん、地場産品は使っているかも分かりませんが、しかし、そのコストがね、あまりにも高すぎるということを言っているんです、この原料コスト。それから、今いう、燃料はもちろん、ほとんどが、そうやと思います。あとの分についても、それぞれ計算ができないかも知れませんが、大まかに、私が計算しても、トントン以下になっていると思います。もし、これ、課長補佐、一遍、何やったら、きちんとした精査をしていただきたい、計算していただきたいと思います。その海の駅の、その今いう、食堂部分についての収支といいますか、経費といいますか。それは計算したら出していただきたいと思います。

時間もありませんが、もう一つだけ聞いておきます。県や町の補助金を投入して、耕作放棄地などの活用による生産奨励を行い、生産、加工、販売の一貫体制を至急、構築しなければ遅れる。この検討委員会の立ち上げを

求めるという、こういう質問でございますが、これは、どなたに聞こうかな、町長に聞いとこうか、それとも、運営委員会会長さんにお聞きしたいか、これは入ってますね、生松さん。入ってますね。通告の3番目です。これについて、できれば、この今いう、奨励をして、地場製品の生産、加工奨励していただきたいということです。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
大坂副町長。

副町長 (大坂 哲也副町長)
お答えを致します。
生産、加工、販売の一貫体制の構築ということですが、生産、加工についてはですね、これまでも町長から必要であるということで、発言もあっております。しかし、これは、あくまでも町主導ではなく、民間主導での立ち上げで、お願いしたいと考えています。そういう意味で、現時点での検討委員会立ち上げは考えておりませんので、よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
(議席より、今、2回かねと発言あり。)次、3回目です。(議席より、もう1回、いけると発言あり。)小池産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐 (小池 昭平産業建設課長補佐)
それでは、田島議員の質問に、もう一度、お答えさせていただきます。
海の駅の食堂部分だけの、切り離してということですが、海の駅の施設は、食堂だけの営業ではございません。あくまでも海の駅全体として捉えていただければと思いますので、全体の収支で見ただけであればと思います。それと、高級な料理ということですが、日替わりランチ670円ですが、1食分の単価あたりは150円から200円ぐらいで計算して出しておりますので、特に高級とか高いということはないと思っております。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君、再々問やりますか。

7番議員 (田島 毅三夫君)
小池さんに再問しておきますけれども、結局、この結果でも赤くなってい

ると、私の計算ではね。あなたは、そう言われますが、1つ、1つの単価については、そうかも分らんが、全体にしてとったら、その食堂部門については、赤字になっているととっています。その詳しい、書いたものが口頭でなくて、一遍、見せて下さい。精算したものを、計算したものを。また、話し合いしましょう。

それから、副町長の方にお聞きしますが、この生産奨励、加工奨励を行わないということは、これはね、うちら今、九州まで視察に行ってきました。その中で、結局、地元が、住民さんが立ち上げて、それを行政が応援していくということは、これはベストだと思います。しかしながら、例えば、ある野根の方が味噌小屋を造るのに百何十万も掛かった、聞いたら180万ぐらい掛かったらしいですけども。そういうやはりね、今、個人ではどうにもならないんですよ。だから、私は町が、行政が、そういう加工所を造って、真空パックとか、あるいは乾燥機とか、蒸し器とか、あらゆる、その必要な器具を揃えておいて、それを住民さんが、それぞれ自分の生産したい物を、そこで生産していくと、加工していくと、それで加工と販売の許可は個人で取っていただいて、海の駅等、あるいはまた別に売っていただくと、こういうようにしたらどうですかと。味噌にしたって、ただ、常温に置くわけにはいきませんから、そういう保冷庫なんかも備えていただいて、1日やったら1日、日にちを決めても構いませんが、その使用料をいただいてやっていくとか、そういうね、町がその施設を造っていただいて、それを住民さんが利用していく。こういう体制を作っていただきたいと、こういうお願いでございます。答弁がなければ結構です。

議長

(今宮 裕明議長)

いいですか、田島毅三夫君。引き続き、5番目の質問に入ってください。(議席より、あと何分残っていますかと発言あり。)あと10分。

7番議員

(田島 毅三夫君)

5番目の質問に入ります。公文書及び行政情報の開示拒否についてということでございます。24年度の間伐事業資料の原本は、縦覧が許されました。25年度分を、住民の生命や財産が危険にさらされる、危険木が伐採されなかった、先ほど言いましたが。そういう問題が起こったので、理由を知ろうとして、25年度分の縦覧をお願いしたところ拒否されました。開示請求したところ、全氏名が黒塗りのコピーしか開示されなかった。町の情報公開条例の第1条にはですね、開かれた町政実現のために、町の保有する公文

書を公開することにより、町民の知る権利の保障と町政への参加推進、町民への説明責任を果たし、町民との信頼関係を深め、町民主体の町政実現を目的とすると、こういうすばらしい趣旨のですね、目的が謳われております。前回、図らずも、24年度分の原本を縦覧できた結果、前述のような、前記のような業務の不履行や販売金の非計上、更に出務していない職員が出務したように日誌に書き込み、その日当を請求して、収得していたと、こういうことが判明したわけですね。条例第1条の住民の知る権利による開示請求権と、使用不当が疑われるものまで隠蔽しようとする行政の秘密保護の権利と、どちらを優先するのかと、こういうことでございます。25年度の事業報告書の縦覧拒否と全氏名を非公開した理由を説明していただきたい。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
田島議員の質問にお答えをします。
公文書及び行政情報の開示拒否ということですが、平成24年度の間伐事業の資料の原本の縦覧が許されたがというところですが、個人情報に、こちら側の配慮ができずに、縦覧をさせたことにつきましては反省をしております。今後につきましては、情報開示請求がありましたら、情報公開条例及び個人情報保護条例によりまして、縦覧は開示できるもの、また、部分公開するもの、個人情報として公開できないもの等がありますので、ご理解をお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)
それは分かっております。条例には、個人の不利益を及ぼす情報の非開示は規定されておりますね、これは公開してはならないと。しかし、条例第6条の2のウにはですね、職員の職務に関わる情報、あるいは同工にはですね、公開することが公益上、特に必要なものは公開が許されております。同条例2のイのイには、違法又は不当な事業活動によって生じるおそれのある支障から、人の生活を保護するために必要な情報は公開できると、こうな

っているんです。だから私は、この条例に則って、この25年度分を開示請求したんですが、それが反故にされました。私もやっぱり、個人の情報が公開されるものまでについては開示せいとは言いませんけれども、一律に、全て開示するというようなことで、25年度は真っ黒で出てきましたね。今、課長の話、聞きよったら、それはケース、ケースで考えていくということでございますので、そうであれば私も、こういう質問はしなかったんですけどもね。今後ですね、全資料、一律、非開示ということではなくて、ケース、ケースをよく精査していただいてね、もし、万が一、判断の迷うようなときには、東洋町情報公開の個人情報保護審査会に諮問してですね、判断を仰いでいただきたい。どうでしょう、この検討をお願いできるでしょうか。お願いします。

議長 (今宮 裕明議長)
光本総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)
田島議員の再問にお答えします。
開示請求の内容によると思いますが、その都度、情報を開示できるものか、できないものかという判断をしないといけませんので、それとまた、日数を伴いますので、前回、ありましたように、今日言って、今日というようなことは、ご勘弁をお願いしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。(議席より、あと、何分と発言あり。)あと7分です。

7番議員 (田島 毅三夫君)
実は、なぜ、うちは、こういうことを厳しく言ってきたかといいますとですね、前町長当時に、町長の交際費の開示請求したところが、全て全氏名、そのまま出てきたんですよ。もう、何もかも全部。これは見事やった。それがあるものでね、それが今の町長になってから真っ黒で出るんですよ。全ての名前がね。そこのところがね、うちはどうしても納得いかいで、どうして、これは町長によって変わるんかなというね、ものがあつたもので、こういう質問をさせてもらいました。今度ひとつ、ケース、ケースで、よく精査していただきたいと思います。

それから、6つ目、最後になります。ゆっくりと質問させていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員、答弁はいいですか、先ほどの質問。

7番議員

(田島 毅三夫君)

それでは、よろしく願います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。

条例にですね、公開条例の第6条には、公開できない公文書の規定があるところがございます。第1号には、個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るものは公開できないということになっております。これが原則だと思っております。第2号には、公開することにより、個人に明らかに不利益を与えると認められるものも原則、公開ができないということがございます。また、第7号にも、公開することにより、当該事務事業の目的が損なわれ、また、これらの事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正かつ円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるものは、公開すべきではないということがございます。例えば、個人の名前を公表しまして、その方が失業するというような事態が想定されるようなときにはですね、当然に識別できるようなものということですね、不利益を与えるおそれのあるものということでございます。今回ですね、24年度は事務上の落ち度があったわけですが、このことを原則と致しまして、厳守していきたいというふうに思っております。またですね、施行規則には、第4条第2項に、閲覧する者は、当該公文書を丁寧に扱い、汚損又は破損してはならないとあります。これに違反するおそれのある者に対し、閲覧を中止させ、又、禁止することができる、ともあるわけがございます。例えばですね、公文書やテープなどを借り受けたり、外部に持ち出したりすることは許されないのでございます。紛失するおそれもあるからでございます。このような事案は現在、発生はしていないとは思いますが、そのような事案があれば、そのような方には持ち出しもですね、閲覧もさせられないというふうに解釈をすることでございます。また、規則第4条には、閲覧も、写しの交付も、指定する日時及び場所において行うとあります。請求による可否の決定は、条例第10条に受理した日

から15日以内に公開の可否を決定しなければなりません。これは開示する側にですね、15日間の準備期間、検討する猶予の期間を保証されているということでございます。先ほど、総務課長の答弁にもございましたが、今来て、今やれ、すぐコピーしろというような便宜供与はあってはならないのでございます。なぜなら、特定の方だけへの計らいは、誤解を生むことにつながることもあるからでございます。また、規則第5条第2項には、交付に要する経費は、交付を受ける前に納付しなければならないとなっているところでございます。このように、様々な規定、ルールがあるわけでございます。開示請求してくる方はですね、これまで私の知る限り、全町民の中で、2人だけでございます。田島議員以外のもう1人の方はですね、このようなルールを守っていただいております。15日間の決定期間を待っていただきまして、交付をしておりますし、経費の付けもございません。ましてですね、今すぐ処理しろという言動も、今のところございません。なぜなら、ルールであるからでございます。不正を正すためだからという理由だけで、自らルール違反をすることは許されないと、お答え致します。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君。次の質問に移って下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

そのことに、ちょっと反論してもかまん。

議長

(今宮 裕明議長)

もう3回、終わりました。

7番議員

(田島 毅三夫君)

いやいや、反論だけで。

議長

(今宮 裕明議長)

だめですよ。次の人口増加策にいて下さい。

7番議員

(田島 毅三夫君)

コピーの件の紛失は、あなたたちが、リコールのときの紛失は、あなたたちがやったんですよ。はい、あとで話します。

6番目の質問をさせていただきます。人口増加策として、ふるさと会員制度

の立ち上げを求めるとい質問でございます。何にしましても、人口がいなければどうにもならないと、何をすることも、商売にしたってね、農業、漁業、林業にしたってね、もうほんまに、役場の職員さん、募集するにしたって、要するに人口がいなければならぬというのは、これは皆さん、同じ考えだと思います。そこで、どうしたらいいかという案を今まで、私も随分、出してきましたが、全く反故にされてですね、取り入れてくれませんでした。もう一度、あえて言わせてもらいます。それには、東洋町の場合は、昭和30年代からですね、大阪等に建売関係で、だいぶ、出て行きました。1村といいますが、1地区、ほとんどいなくなるというぐらいの人数が出ましたね。そういう方の子孫、子どもや孫なども引つくるめて、全国に東洋町関係の方がいっぱい散らばっていると思います。町出身者及び二世、三世、それから今、年間20万と言われましたが、来ておられるというサーファー、その他、田舎志向の人を全国に求めてですね、声を掛け、ふるさと会員となっただき、そして、年間通じて、町情報を発信して交流していくと、イベントや住居、仕事などに従事していただき、町活性化の原動力となってもらおうと、その研究、検討の協議会を立ち上げて、何とか、このふるさと会員制をですね、立ち上げてもらいたい。これができれば、私は大きく東洋町の発展に寄与すると、こう考えておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思ひます。以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
お答え致します。
簡潔に、今は考えておりません。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
田島毅三夫君。(議席より、あと何分あると発言あり。)4分18秒。

7番議員 (田島 毅三夫君)
そういうことを言われました。これは町長のいう答弁かな、内容のない答弁が。こちらは真剣になって訴えているんです。やはり、検討するか、しないかとね、検討をしてもらいませんかという、こういう、あれでございます。確かに、これは、そういう大きな事業を、町を左右する大きな事業を軌道に乗

せるにはですね、大変な作業が要ります。困難もあります。しかし、難しいとかね、安易にやりませんや、というような、そういう答弁するような考えではね、姿勢ではね、これは、いつまで経っても東洋町の改革はできない。町長たる者が、こういう答弁でいいんですか、これは。もっと、しっかり答弁すべきです、あなたは。あなたの、この任期3年で、どれくらい東洋町は変わったんですか、いうたら。人口がどれくらい上がったんですか。生産額はどれくらい上がったんですか。農業、漁業、林業はどうなったんですか。それは、先ほどのパールバックで言いましたが、その責任は我々が全部、被るんですよ。真剣に、そういう姿勢で、この行政に立ち向かってもらわなければ、あなたの今のような無責任な答弁では、これは東洋町は絶対、よくなりません。もし、反論があればお聞きしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
検討するというような言葉はですね、するな、使うなどのご提言をいただいておりますので、簡潔に、今は考えておりませんと、一言だけお答えを致しました。以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
もう1回です。田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫君)
その簡潔に、町長としての考えを、ここで言ってもらって下さいと、ただ、やらないとか、やるとか、そういうことではなくてね、検討というの、検討するなということは、言うなといったことは、そうやないんです。私は、検討するということは、しないということだからと言うから、そういう検討はやめてくれと、検討というの、辞書見ても、検討というの、しないということは一つも載っていない。やはり、検討すると言ったら、そのことに対して、するか、しないか、要は、どうするかということを検討すると受け止めております。だから、そういう意味での検討であれば、大いに承りたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

これまででもですね、前向きなときには検討していきたいというような答弁もしておりましたけれども、最近になってですね、イエスかノーかというようなことを聞いております。ですから今回ですね、時間もございませんので、二者択一でお答えさせていただきました。

議長

(今宮 裕明議長)

議席からの発言は慎んで下さい。

町長

(松延 宏幸町長)

この人口減少対策というのは、これまでもですね、何度も答弁してきております。他の議員さんにも、答弁もしてきておりますので、その中で、私の考えも分かっていると、ご理解していただいているというふうに思っております。ただ今ですね、ふるさと会員制度ですか、このことに関しては、今は考えておりませんということでございますので、検討する余地もございません。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の質問が終わりました。

続いて、高畠俊彦君の質問を許します。件名は、甲浦漁協より要望書が上がっている漁協に隣接している山からの落石について、他1件であります。答弁者は町長となっております。高畠俊彦君、質問を始めて下さい。

3番議員

(高畠 俊彦君)

それでは、私の一般質問を行います。

まず、第1点目に、甲浦漁協より要望書が上がっている漁協に隣接している山からの落石について、2点目に、6月11日付けの高知新聞記事による。

議長

(今宮 裕明議長)

高畠議員。一問一答で、先に1からやって下さい。

3番議員

(高島 俊彦君)

はい、分かりました。それでは、甲浦漁協に隣接している山からの落石について質問致します。甲浦漁協より要望書が上がってきていると思いますが、5月20日、雨の日であります、午後8時ごろ、住民より、大きな石が山より落ちてきたと連絡があり、現地に、確認に行きまして。2、30キロの石が山より、漁協の敷地内に落ちてきており、産業建設課の担当と伊吹課長に連絡を取り、現地を見に来てもらっておりますので、落石現場の状況は分かってくれていると思います。漁協関係者の話では、この落石があった場所は、今までにも、何回も落石があり、幸いにも、人身事故にはつながっていないものの、車には何回も当たっておるそうです。当たっており、通行止めにしたこともあると聞いております。しかしながら、この場所は利用度が多く、すぐ解除になったとのこと。この現場は、落石現場は漁協の敷地内ではありますが、漁協関係者だけではなく、一般町民も、町道と同じように浅宇津、白浜に抜ける道、西、東に抜ける道として利用されております。1日に何人もの、多くの通行者がおり、落石による人身事故につながらなかったのが、不思議なくらいであります。町民の命を守るのが第一の行政の仕事であるならば、速急に落石防止策を取るべきであります。産建課長に答弁をお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

高島議員のご質問にお答え致します。

甲浦漁協に隣接している山からの落石についてですが、甲浦漁協より、平成26年5月23日付けで要望書をいただいております。高島議員の指摘のとおり、漁協の敷地ではありますが、多くの方が通り抜けする道として利用されており、度々、落石があることも確認をしています。その中で、5月22日に行われました土木行政連絡会でも、室戸事務所に現地を確認していただきましたが、該当する事業はなく、現在、防災事業の方で対応ができませんか、担当課と協議をしています。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦君)

再問致します。この落石現場の山はですね、地殻変動で地層が70度ぐらいに立っており、むき出しになっている岩盤がポロポロこぼれて、落ちているのであります。その上を甲浦大橋が通っており、現地に行って調査した結果、落石が起こっている斜面の頂上を平らにして、国道と甲浦大橋をつなぐ橋桁を造っているのであり、現地を確認したところですよ、橋桁を守るための補強工事、すぐ側に斜面があるんですけども、崩れないための補強工事は全然、されておりません。私は専門外ですので、それでよいのか、悪いのか分かりませんが、問題は、その橋桁のすぐ横が、今、問題になっている落石現場なのであります。皆様も車に乗られる方は経験しておると思いますが、国道と大橋のつなぎ目を通るとき、ガタッと音の振動があると思います。つなぎ目の、特に大型車が何台も連ねて通るときは、橋桁が、橋が揺れるほどの振動があり、つなぎ目の橋桁に、その振動が全て伝わっております。今現在、この落石防止策のための補助金はないと言ったね、ための工事をするならば、町単独の事業でなければならぬと聞いておりますが、甲浦の大橋を通る車の振動が、少しでも影響しているということが立証できれば、甲浦大橋は国道ですので、国交省が落石防止策を検討してくれるのではないのでしょうか、というのが専門家筋よりのアドバイスをもらっております。調査、研究をしてはいかがなものでしょうか。南海地震が起これば、すぐ崩れそうな地層であります。大橋が落ちたら大変なことになります。産建課長、答弁をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

再問にお答え致します。

国道の橋桁の真下ということもありますので、先日ですね、土佐国道事務所奈半利出張所にも落石の状況を報告致しました。近いうちに現地を確認していただくようになっておりますので、その結果を受けまして、今後の対応について、早急に検討していきたいと考えております。よろしくお願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦君)

人身事故につながってもおかしくない状態でありますので、1日でも早く落石防止策をお願い致します。

続いて、2問目に入ります。知事への訴訟について、6月11日付けの高知新聞社記事であります。あくまでも自分の考えではありますが、原告の議員は不正を正すということで、提訴をしておりますが、しかしながら、我々議員は最終的に結果が住民のためになる、絶対に住民の不利益につながらないというのが、最終判断材料になると、私は思っております。それが住民から選ばれた私たち議員の使命だと、自分は考えております。先ほど、西岡議員からも知事の本町訪問中止を心配しておる質問がありました。また、田島議員からもALT派遣委託料の質問をなされたとき、そういうことをすれば、県とぎくしゃくしないか、斡旋をもらわれないようにならないかとの心配をする質問がありましたが、本件は結果的には、東洋町のマイナスイメージしか残らない。ましてや、今回の新聞報道により、高知県下、全市町村に東洋町のマイナスイメージを植え付ける結果となったと、私は思います。今後、住民から要望を受け、国や県にお願いすることがあっても、東洋町イコール訴訟という、負のイメージが働き、相手を身構えさせるようになるのではないのでしょうか。森林組合委託者への、町への調査、追求で、なぜ、終わらせなかったのか、私は疑問に思います。町長に質問致します。この訴訟は東洋町にとって住民のためになるのか、ならないのか。また、このことで住民の不利益につながらないのか心配しておりますが、現時点での町長の考えをお聞かせ下さい。

議長

(今宮 裕明町長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

高島議員にお答え致します。

先ほどの西岡議員にお答えしたと重複することになるかと思っておりますけれども、ご容赦願いたいと思っております。訴訟提起もですね、個人の権利の行使としては自由ということでございますが、様々な行政機関や町民感情にも与える影響は、多少、少なからずあるかと思っておりますが、今回の県知事が被告となっている件につきましては、できるだけ町全体ですね、不利益とならないように、また、森林組合にも、今後の事業展開にご迷惑とならな

いように、事業縮小でありますとか、雇用の解消、つまり、失業などにつながらないように努めて参りたいと思っているところでございます。また、県との連携もですね、努めていかなければならないと考えております。情報を共有しながら、肅々と対処して参りたいと考えておりますので、ご指摘のようなことも踏まえまして、今後とも議会議員の皆様方のご理解と、ご指導をよろしくお願い申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
高畠俊彦君。

3番議員 (高畠 俊彦君)
これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (今宮 裕明議長)
高畠俊彦君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。これにて本日の会議を閉じます。これで、平成26年第2回東洋町議会定例会を閉会します。どうもお疲れさまでした。これにて議会放送を終了致します。

(閉会時間: 14時36分)